

令和5年

衣浦衛生組合第1回定例会会議録

令和5年3月28日

令和5年第1回衣浦衛生組合議会定例会会議録

令和5年第1回衣浦衛生組合議会定例会は、令和5年3月28日（火）午前10時00分衣浦衛生組合会議室に招集された。

1. 議事日程

		管理者の招集あいさつ
第1		会議録署名議員の指名
第2		会期の決定
第3		一般質問
第4	議案第1号	衣浦衛生組合個人情報保護に関する法律施行条例
第5	議案第2号	衣浦衛生組合情報審査会条例の一部を改正する条例
第6	議案第3号	衣浦衛生組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
第7	議案第4号	衣浦衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
第8	議案第5号	衣浦衛生組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
第9	議案第6号	職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整理に関する条例
第10	議案第7号	令和5年度衣浦衛生組合一般会計予算
第11	議員提出	
	議案第1号	衣浦衛生組合議会の個人情報保護に関する条例

2. 本日の会議に付した事件

(1) 議事日程第1から第11

3. 議員

定数 10名 欠員 なし

出席議員（10名）

1番	山口 春美君	2番	小林 晃三君
3番	岩月ひろし君	4番	生田 充夫君
5番	鈴木みのり君	6番	荒川 義孝君
7番	柴田 耕一君	8番	黒川 美克君
9番	鈴木 勝彦君	10番	倉田 利奈君

欠席議員（0名）

4. 説明のため出席した者

管理者	禰亘田政信君	副管理者	深谷 直弘君
副管理者	金沢 宏治君	参与	吉岡 初浩君
事務局長	黒田 敏裕君	庶務課長	高橋 文彦君
業務課長	田中 秀彦君		

5. 出席した関係市職員

碧南市経済環境部長	生田 和重君
碧南市環境課長	中嶋 忠彦君
高浜市市民部長	岡島 正明君
高浜市経済環境 グループリーダー	東條 光穂君

6. 出席した事務局職員

庶務課課長補佐	三矢 成由君
庶務課課長補佐	磯貝 光好君
庶務課課長補佐	安藤 理純君
業務課課長補佐	糟谷 勲君
庶務課庶務係長	旭 陽将君
業務課業務係長	磯村恒代志君

7. 会議の経過

(午前10時00分開会)

○議長（柴田耕一君） おはようございます。本日はご多忙のところ、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名であります。よって、令和5年第1回衣浦衛生組合議会定例会は成立いたしました。

よって、会議を開会します。

これより会議に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。

これより管理者の招集あいさつを行います。

○管理者（禰亙田政信君） 議長、管理者。

○議長（柴田耕一君） 管理者。

○管理者（禰亙田政信君） 皆さん、おはようございます。開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。日ごと暖かくなり、すっかり春らしい陽気になりました。本日ここに令和5年第1回衣浦衛生組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご多忙の中、ご参加をいただき、本定例会が成立いたしましたことを厚く御礼を申し上げます。

さて、令和4年度も残すところ僅かとなりましたが、おかげさまで当組合の諸事業につきまして順調な運営をさせていただいているところでございます。これもひとえに皆様方のご尽力の賜物と厚く御礼を申し上げる次第であります。

本日、私どもからは条例6件、新年度予算1議案、議員提出議案1件の上程をさせていただいております。何とぞ慎重にご審議を賜り、原案どおりご可決を賜りますようお願いを申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（柴田耕一君） ただいま招集あいさつが終わりました。

○議長（柴田耕一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、議長において1番 山口春美議員及び10番 倉田利奈議員を指名いたします。

○議長（柴田耕一君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日1日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田耕一君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長（柴田耕一君） 日程第3 一般質問を行います。

一般質問は、既に通告されていますので、お手元の一般質問順序表に従い、自席にて発言をお願いいたします。また、申合せにより質問時間は1人20分以内となっておりますので厳守をお願いいたします。なお、質問、答弁ともに簡明にいただき、進行を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、一般質問に入ります。1番 山口春美議員の質問を許可いたします。

○1番（山口春美君） 議長、1番。

○議長（柴田耕一君） 1番 山口春美議員。

○1番（山口春美君） 皆さん、おはようございます。いよいよ今期最後となって、新しい職場に変わられる方もお見えかと思えますけれども、私は9月、12月と気候危機問題を取り上げてまいりました。緊急の課題で2030年までに地球の上昇温度を1.5度以内に納めなければならないということで、まず1番目に気候危機打開のための質問をさせていただきます。

まず、通告書に基づいて第1点目ですが、この3月議会で碧南市では2050年ゼロカーボンシティを市長が宣言し、受理されました。2030年度二酸化炭素削減目標は国レベルの46%に15.7%の大変低いものだったんですが、それを引き上げることになりました。大きく碧南市では変化したわけです。この一部事務組合の片方を構成する高浜市では、どんな変化があるのか、組合としては把握をされてみえるんでしょうか、御存じでしたら教えてください。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（柴田耕一君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） 両市の施策につきましては、この場での答弁は控えさせていただきます。よろしく申し上げます。

○1番（山口春美君） 議長、1番。

○議長（柴田耕一君） 1番 山口議員。

○1番（山口春美君） 漏れ聞くところによれば、予算書には環境基本計画の策定予算が盛り込まれたということで、恐らく今年度中には2023年度中には計画ができ上がるのではないかと大変遅ればせです。それでも、そういう環境計画もそれぞれの目的に向かって構成されている一部事務組合でも、やはり大変CO2をたくさん出している事業所ですから、これを削減する方向にちゃんと監視を向けて進めていかなければ、一方では民間企業の中小企業に対して省エネだとか、再エネだとか、そういう促進を行政として促すわけですので、ここも1行政として、あるいは1事業者として、この削減の方向性を出さなければならないというふうに思っています。

それで、この衣浦衛生組合は令和8年に向けての温暖化計画をお持ちになっているんですが、5%削減ということで、現段階ではもうクリアしてしまっているんですね。これを今後に向けて2030年あるいは2050年の二酸化炭素削減目標に向けて、まだ計画の年度途中ではありますけれども計画見直しを行って、それぞれの各市に整合性のあるものにしていくべきだと思うんです。

が、それはどんなふうなお考えで、これをやらないということは大変な怠慢で周辺住民の皆さんにCO2を吐き続けているわけですから、それは行政として公の仕事として許されないことだと思うんですが、いかがでしょうか。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（柴田耕一君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） さきの9月議会、12月議会でもご答弁したとおり、衣浦衛生組合では令和3年4月に制定しました地球温暖化対策実行計画事務事業編におきまして、令和7年度を目標として二酸化炭素排出量の5%削減を目指し、日々省エネに取り組んでいるところでございます。

2030年、2050年の二酸化炭素の目標はというご質問内容でございますが、クリーンセンター衣浦は平成26年度から3カ年で実施しました基幹改良工事におきまして、小型蒸気発電機の設置を始め、CO2削減効果のある37機種の更新を実施しました。それにより平成25年度比では既に二酸化炭素排出量の24%削減を達成しております。

このようにハード面での対策は既に実施済みであり、これ以上の対策は現有施設の建屋や敷地等の関係上、困難であるということをご理解いただきたいと思っております。

また、ソフト面の対策としましては、組合施設から排出される二酸化炭素排出量を減らすために、ごみ減量化をすることが必要となっておりますけれども、これは碧南、高浜両市の施策となるかと思っております。当組合としてやれることは既に実施済みでありますので、今後につきましては電気や燃料の節約など、できる範囲でのCO2削減に努めてまいり所存でございます。今のところ国と同じレベルの削減目標を掲げる考えはございませんので、よろしく願いいたします。

○1番（山口春美君） 議長、1番。

○議長（柴田耕一君） 1番 山口議員。

○1番（山口春美君） そうは言っても、高浜市のほうが今年度中に今の事務取扱いの決まりになっているんですが、これを正式な環境基本計画にして2030年、2050年の、もうぐずぐずしていたらあと7年ですから、来年この基準を目指すとなると6年で達成するという事になって、後に送れば遅れるほど大変厳しいものになってきます。掲げるだけではないのでね。責任を持って実効性ある施策も進めていかなければならないのでそうだと思うんですが、この今年度中2023年度中に恐らく一定の方向性を示されると思うんです。そうなった時には、うちはこのままだよと、5%削減だよというわけにはいかないと思うので、今やり切りやっているということをおっしゃるんですけど全然やり切りでやってないので、それも含めてやっていく必要があるというふうに思うんです。

そこで毎回提案しているんですが、今年度予算ではし尿、ごみ、リサイクル、プール、斎園と合計で1億8,878万3,000円の電気料を予算化されました。約、前年と比べて8,000万円の電気料の増だそうなんです。こういうウクライナ情勢なども含めて高騰の中で、この域に、やっぱりこの2

億円近い電気料をどう削減していくのかというのも、その節約だけではなくやっていく必要があるというふうに思いますけれども、この太陽光発電あるいは蓄電池設置で夜にためておくことも含めて電気料をゼロを目指すように。私は碧南市の中でも言っていますけれども、もうみんなそのように各家庭にもお勧めしているんでしょう。太陽光発電付けましょう、蓄電池も付けましょう、ZEH（ゼッチ）やZEB（ゼブ）をやりましょうということを国や県も、そして市も小さい声ですけども言っていると思うんです。そういう計画はきちんと打ち出すべきだというふうに思うので、少なくとも2023年度中にこの約2億円の電気料をどう削減していくのか、お示しいただきたいと思うんですが、ぜひ着手をしてください。いかがでしょうか。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（柴田耕一君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） ごみ処理施設でのCO₂削減する手段として、先ほど言いましたとおり、施設の大改良もしくはごみの減量という形でございまして、目標達成義務という観点で言わせていただきますと、先ほど言った5%削減に関しては地球温暖化対策実行計画事務事業編で、これは地球温暖化対策の推進に関わる法律により設定義務がございます。片やカーボンニュートラル2030年、2050年ゼロカーボンに関しましては、これは各市の施策ですので衣浦衛生組合としては設定しておりませんし、県内の十数、一部事務組合でも目標は設定しておりません。設定している組合はございませんので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

○1番（山口春美君） 議長、1番。

○議長（柴田耕一君） 1番 山口議員。

○1番（山口春美君） 2050年にゼロにするとなれば、ここが平気で出し続けていくわけにはいかないんですよ。客観的にどこの事業所からもCO₂はゼロというふうに、はるかかなたの未来ですけども、そうなること抜きには地球は守れないのでそうなると思います。2030年に向けて46%削減していこうと思うと、この事業所もやっぱり削減しなければならないので、先ほどのその電気のこと今その歳出のほうでの課題でもなっていますのでね。やっぱりここに着手しなければいけないんじゃないかというふうに思うんです。それで、リサイクルセンターは200万円の電気料なんですけど、これは実際には太陽光発電、屋根貸しでやっていて、この発電する電気料でお釣りが来るぐらいの発電量が賄えています。ですから、あれをちゃんと下に使っていくならば、そんなイメージでやればこの電気料はただになります。それに最も近いのが衣浦斎園です。435万円ということになっていますので、約リサイクルセンターの倍の発電、太陽光パネルを付ければ、これも斎園としては電気料ゼロを目指すことはできると。もちろん省エネなんかも含めて、窓を厚くしたりする省エネ対策も必要かというふうに思いますが、私はこの中で現実的に一番最も近いのは斎園ではないかなと思います。敷地もあるし、喪服で和服なんか着た時に雨ざらしになってね。引出物なんかもあって車に濡れながら行くような状況になっているので、あそこにカーポート、屋根を付けて、そこに太陽光を張っていくというふうにすれば、あるいは

こっちの屋外の駐車場にも設置できると思うので、これは具体化できると思うんです。やらない、やらないじゃなくて、ぜひ一度設計や構想を組み立ててみていただきたいと思うんです。その次には、し尿処理も1,400ですからね。ずんずんとこれは広げていくということになると思うので、現実的な斎園を含めて指摘したので、それを大変専門性の高い職員の皆さんとともに、どうやったら実現できるのかという観点で検討していただきたいと、今年度中にと強く思いますが、どうでしょうか。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（柴田耕一君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） 現在衣浦衛生組合では再生可能エネルギーの活用としまして、衛生センター、サン・ビレッジ衣浦、リサイクルプラザで太陽光屋根貸付けを行っております。これは平成26年度に太陽光発電設置パネルを設置できる場所を検証しまして、最大限検証した結果が先ほど述べた3施設になっており、衣浦斎園への太陽光発電パネルの設置は屋根の構造上、困難でありますので、ご理解をお願いします。それと、太陽光発電は設置費用、その後の維持管理等を費用対効果で考えますと、現在の屋根貸しの状態が最適解という形で理解しておりますのでご理解のほど、よろしくごお願い申し上げます。

以上です。

○1番（山口春美君） 議長、1番。

○議長（柴田耕一君） 1番 山口議員。

○1番（山口春美君） そんなふうに言われてしまうと、市民によくぞ太陽光パネルの推進や中小業者へのこの再エネなんかをお勧めできるなあというふうに思うんですが、自分は何かではもう、ほんなん絶対無駄だと。無駄か損かという話じゃないんですよ。地球を救うかどうかの話なので。それで私、予算で聞こうと思っていたんで、そんな言い方するなら、し尿やその今の施設の中での太陽光屋根貸し事業の発電量と実際の実績も教えてください。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（柴田耕一君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） まず、その検証した3カ所をご回答します。衛生センターに関しましては、総電気料、電気代が930万円。実際の発電金額としまして換算しますと、77万円で発電率は僅か19%という形になっております。それとリサイクルプラザに関しましては、総電気料が124万円に対しまして発電金額に換算しますと168万円の発電がなされておまして135%の自給自足に出ていると。ただ、このリサイクルプラザに関しましては、一般の家庭に少しプラスアルファの感じの電気ですので可能であるというふうに理解しております。それとサン・ビレッジ衣浦に関しましては、総電気代が1,746万円に対しまして発電金額が235万円ということで13%という実績となっております。

以上です。

○1番（山口春美君） 議長、1番。

○議長（柴田耕一君） 1番 山口議員。

○1番（山口春美君） それぞれ言われたんですけど、この示された予算というのは、もう今度の新年度予算と比べると雲泥の差で安い時の料金ですからね。リサイクルセンターのようにできるということを指摘しながら、ぜひ検討していただきたいと思います。

それで、6番目の2023年ごみの削減目標と具体策はについて伺います。予算を組み立てる時は入ってくるごみの量や処理量も含めて計算されるわけで、削減の方向に向かっている予算になっているのでしょうか。碧南市と高浜市は2022年度の一般廃棄物の処理実施計画を今発表しています。もう間もなく新年度を迎えるわけで、2023年の計画を早く出して遅滞なく作成し、市民に公表することが法律で定められています。これがどうなっていくのかは、ぜひもし把握してみえたら教えていただきたいんですが、この令和4年度の合計では2万111トンということで可燃ごみ2市合計がなっています。それから事業系が1万3,455トンとなっており、し尿は1,743キロリットルですか。浄化槽の汚泥が4万4,433という形で双方合わせるとなっているんですが、これに見合った予算になっているのでしょうか。随分実態が、これ多めに見積もってある両市の実施計画がと思うんですが、どんなふうですか。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（柴田耕一君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） ごみの減量の数値につきましては、市の政策となっております高浜市、碧南市それぞれの立場でごみ減量化の施策を実施されておりますので、よろしくご理解申し上げます。

○1番（山口春美君） 議長、1番。

○議長（柴田耕一君） 1番 山口議員。

○1番（山口春美君） 予算というものは、こういう実態の処理をしていることが主なこの衣浦衛生組合ですから、きちんと把握した上でそれに伴う予算計上するべきだと思うんですね。前年度比で経験的にこう予算作りをされるというのも、一つ方法としてはあるんでしょうけど、やっぱりきっちり減量の方向に照準を合わせて予算組みをし、それを実行していくということももう一つの観点だというふうに思うので、早く令和5年度の実施計画をそれぞれの自治体から出していただいて、それを当然処理するこの組合に対しても、早くお示しいただきながら大きく削減に向けてやっていく。現実数字と合わせて、あまりだぶついた数字にならないように、シビアに見ていただきたいなというふうに思いますので、ぜひそういう方向で職員の皆さんも検討してください。

2番目に、これは本来先に聞くべきものですが、先ほど管理者からも挨拶があったんですが、衣浦衛生組合というものは施政方針に値するものが一言もありません。今年度どんなつもりでこの1年間やっていかれようとしているのか。管理者の方に、まずもって伺いたいと思います。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（柴田耕一君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） 組合自体はあくまでも施設の管理運営が主体でございます。ごみの減量等、大きな施策につきましては両市の課題とっております。組合としましては、引き続きできる範囲内で削減に努めてまいりたいとっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○1番（山口春美君） 議長、1番。

○議長（柴田耕一君） 1番 山口議員。

○1番（山口春美君） 24名の職員の方を抱えて1自治体として成り立っている以上、女性に対する施策も、それから有休の取得率も育休の取得率も会計任用職員の方の処遇も含めて、壮大なこの職務が与えられているわけですから、こういうことをより民主的に働く人の立場に立って改善していくこと。そして何よりも地球の環境対策あるいはその大元の処理施設として幅広く捉えていただいて、やはり決意のほどを施政方針等でお示しいただきたいなということで希望しておきます。

それで、新規事業について伺います。昨日もこの本会議の1日前に予算説明がされて、この予算説明は全く議事録にも載らないそうです。新規事業を何か言われるのかなと思ったら、ぺらぺらの概要で一つもその新規事業については、大型の約2億の施設改善、ごみ焼却の、しか言われませんでした。新たに新規事業について何かあるのか。それぞれの観点だと思のですが、私は議会の中からいろいろ提案もさせていただいてきましたので、より市民のために、そしてよりこの働く人たちのために、よりよい方法を幾つか提案してきたんですが、何か実っているでしょうか。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（柴田耕一君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） 新規事業は特段ございません。通常の管理運営に関わる経費を計上させていただいております。最近では物価高騰による影響によりまして、予算増となっておりますので、新規事業につきましてはできるだけ抑えた予算となっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○1番（山口春美君） 議長、1番。

○議長（柴田耕一君） 1番 山口議員。

○1番（山口春美君） それでは（1）の施設内トイレの現状と洋式化ということで、私は大ヒットだと思っているんですが、このどこにそれが書いてあって一つも書いてないんだけど、具体的な予算の中身と、どんな形で何平米で何か所で進めていかれるつもりなのか。それぐらいは書くでしょう、普通。その予算書ノートの内訳でも。何にもありませんってことはないよ。そのほかにないんでしょうね、細かいことで。蛇口のやり方を変えるだの。何かそういう、斎園のほうでも、このちょっと出方を変えるだの、雨漏りを対策取るなど一切書いてないですよ。私、向こ

うの本庁のほうの予算の感覚で見ると、何にも書いてないじゃんというふうに率直に思うんですが、いかがでしょうか。まず、トイレのことをお答えいただき、あればそのほかにも蛇口の問題でもいいので教えてください。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（柴田耕一君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） まず、トイレの現状ですけれども、施設内のトイレの現状ですけれども、クリーンセンター管理棟の1階の男子トイレは和式2台、女子トイレは和式3台、2階の男子トイレは和式2台、女子トイレは和式3台、多目的トイレが洋式1台となっております。なお、新年度予算におきましては、管理棟トイレの一部を洋式化する改修工事の予算を計上させていただいております。バリアフリーにつきましては、点字ブロック等の設置はございませんが、来客駐車場からの玄関、エレベーターの2階まで段差はございませんので、よろしく願います。

それと、トイレの予算はどこに載っているのかというお問合せですけれども、管理棟トイレの取替修繕の予算計上額は316万円余でございます、予算書には直接的には記載はございませんが、予算書25ページ。25ページの3款1項3目ごみ処理費需用費中の修繕料のごみ焼却施設機器等整備4,840万8,000円に含まれております。これは大命題ではございますので、この中の一部が316万円余のトイレ改修という形になっておりますので、よろしく願います。全ての項目を載せると、ほかへの予算への波及が大きいですので、代表的なごみ焼却施設の中の一部ということで、ご理解いただきたいと思っております。

○1番（山口春美君） 議長、1番。

○議長（柴田耕一君） 1番 山口議員。

○1番（山口春美君） だから面積だとか、316万円って結構一つだけ直すそうですけれども、結構なお金だと思うので、その工事内容についても面積等についても教えていただきたいのと、残りの、だから4,800万のうちの4,500万は何に入るんでしょうか。そんなことぐらい書けばいいと思うわ。そのお金がなくてできませんって、長い間、先延ばしにしてきたの、316万円も獲得していただいて、なかなかの金額ですよ。これでやるなら、やっぱりきちっとここに書いて、進捗状況も私たち予算の執行状況も見ていきたいと思しますので教えてください。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（柴田耕一君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） トイレ改修につきましては、1階、2階の女子トイレで計6台でございます。詳細な面積につきましては、現在持ち合わせておりませんのでお答えできません。

それと先ほどの4,800万円余の内訳ですけれども、先ほど言いましたごみ焼却施設の機器整備等の中で4,800万円の内訳ですけれども、これはクリーンセンターの中の改修が主な工事内容でございますので読み上げさせていただきます。可燃粗大二軸破碎整備2,804万9,000円、区画線

等整備、場内・プラットホーム消えかけておりますので50万円、ごみ処理焼却機械装置整備修理等550万円、送風機整備452万7,000円、工場棟扉修繕452万1,000円、照明器具取替修繕107万3,000円、誘導灯バッテリー取替修繕71万3,000円、それと先ほど言いました管理棟トイレ取替修繕316万4,700円という計上でございます。

以上です。

○1番（山口春美君） 議長、1番。

○議長（柴田耕一君） 1番 山口議員。

○1番（山口春美君） 聞いてよかったです。何か1階の1台しか替えないとか聞いていたので6台に増やしていただいて、ありがとうございます。何分狭いので、ここ。碧南市の建築課の設計士はトイレが狭いということで、本当に女性にとっては困りますので、なるべく二つを、三つを二つにするなりして、幅広い、広いところで用が足せるように。作業服着ながら長靴や何かも履きながら中に入ってみえる方も見えるので、広い間隔を取っていただきたいなと思います。照明はLEDでしょうか。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（柴田耕一君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） LEDでございます。

○1番（山口春美君） 議長、1番。

○議長（柴田耕一君） 1番 山口議員。

○1番（山口春美君） リースですかということもお答えいただいた上で。私、この施設って本当に私たちキッチンなんかをリフォームする時なんかでも、動線っていうのをものすごく考えるんですね。なるべく効率よく働けるようにということ。ここの施設は、ここから流れていて上に上がる人、それから降りてくる人。その人が帰る人とぶつかるようにして資源回収の車が私の苦手なバックで入れなさいということと言われて、もうなかなかにつきもさっちもいなくて、やっているところのほうから来てしまうという危険な動線を狭い敷地の中で、きつきつ、きつきつやってみえるので、こういうなかなか、あなたたちは替えない、替えないということばかり言うんだけど、客観的に見て動線が狭い敷地の中でこの入り組んでいるというふうに思われませんか。ほいで、あそこをやっぴりほんな一括化でいいんだ、いいんだと部長言われるけど、部長じゃないわ、局長がね。言われるけれども一括化なんか望んでいません、市民はね。だからもうちょっと広いあその敷地なんかで私たちは、一般家庭の人たちはそちらに行ってもらえば、業者さんなんかはもっともっとスムーズに行列の回数も減ると思うので、動線を一遍考え直してもらえんのかしらんと。ついては市民の資源ごみの回収は向こうでやって、ある一定程度集まれば、あそこから1杯幾らということ。量やグラムを量っていただいて業者さんに処理してもらうということで、どんなふうにも変えられるように思うんだけど、あの敷地がある限り。いかがですか。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（柴田耕一君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） 可燃、資源、粗大、一体化でワンストップで市民の方が、利便性の向上のために、そういった施設でございます。こういったワンストップで済む施設というのが、県内でも私どもの衣浦衛生組合のみでございまして、碧南市、高浜市の市民生活の利便性の向上に大変寄与しているというふうに思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

○1番（山口春美君） 議長、1番。

○議長（柴田耕一君） 1番 山口議員。

○1番（山口春美君） リースかどうかもお答えいただけなかったもので、ごめんなさいね。くっつけみたいになっちゃって。すごいワンストップということを重きを置いてみえるけど、市民のニーズはそこにはないです。だからワンストップじゃなくても何回でも止めて待たされるほうが苦痛なので、ワンストップじゃなくて市民は向こうのほうに行ってくださいと。どっちみち計量だしね。たまにお庭のことやって植栽なんか積まれる時は、植栽でって言えばここへいきなり植栽だけの時は入って来られればいいけれども、あの資源ごみのコーナーがあるかないかで、その入り組んだ動線を改善することができると思うので、やれない、やれないじゃなくて、次の新しい方にもトップの方にもお願いしたいところですが、ぜひ24人の力を合わせて。向こうのほうに家庭用の人たちは、もっと常設的に昼間も持ち込んでもらってもいいじゃないですか。そういう形でやりやすいように改善していただく。そのかわり向こうはすごくきめ細かく分けて、新聞とか、もっと細かく分けて、より高度の高いリサイクルをやっていくということにも、私は発想の一つとしてはあると思うので。かっちゃんかっちゃん、そんなワンストップがいいんだって勝手に決めつけないでください。どうでしょう。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（柴田耕一君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） 先ほどの照明ですけれどもリースではございません。前回の延命化工事で更新しました。

それと、そもそもの話になりますけれども、資源のごみ常設回収につきましては碧南市、高浜市、両市の環境行政が検討すべき問題、課題であると思います。現在のクリーンセンター衣浦内の資源ごみ分別会場は平成7年に碧南、高浜の資源ごみ回収が開始された後、両市の依頼によりまして10年2月から設置したものでございまして、組合の施策ではないことをご理解いただきたいと思います。

また、先ほど言われました衛生センターの奥のスペースですけれども、令和元年11月に発生しましたクリーンセンター火災に伴いまして仮設分別会場として大活躍した実績もございまして、あくまでも緊急時としての活用を考えております。今後につきましても災害等の仮置き場としての活用も考えておりますので、よろしく申し上げます。

それと処理、再利用にするための新たなプラントを設置しなければいけないことや、搬入に伴う新たな計量施設をあちらにまた設置をしなければならないという莫大な施設費用が必要となりますので、現状が最適解と考えておりますので、よろしくをお願いします。

○1番（山口春美君） 議長、1番。

○議長（柴田耕一君） 1番 山口議員。

○1番（山口春美君） それ、やらない理由でいろいろ言われる。そんな壮大なことは考えていませんよ。あの西尾市役所のところで本当に、このぐらいのコーナーでビール瓶の空き箱程度の箱で分けています。そこから業者さんに持って行ってもらう時に10トントラック1杯だとか、2トントラック1杯だとかでやれるわけだから、どうにも測量が必要なら、こちらにもう1回入り直してもらって、業者さんがその計量でやってもらえばいいじゃないですかということも含めて、そんなかたくなにならずに次の新しい人にバトンタッチして、この動線を一遍考えようという形でというふうに思います。

3個目の剪定枝の破碎や堆肥化の施設をとということで、実際にこのたくさんの分業の中で可燃ごみの植栽関係はどのぐらいなのか把握してみえたら教えていただきたいのと、今安城市ではイチジク組合なんかに入ってみえる方は、市外の碧南市の方でも畑がそこに安城にある方は持ち込んでみえるそうなので、そういった現状なんかはどの程度把握してみえるのか。お金のことを言ったらおしまいですよ、こういうことは。地球にやさしいか環境に考えているかということを考えるだけで多少のお金はかかるけれども、ここで燃す量が3分の1でも減れば向こうで堆肥化されて、それが活用されてCO₂は大幅に減っていくということで、そういう観点の高いレベルで考えないと事は済まないと思いますので、まず現状とその現状把握を教えてください。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（柴田耕一君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） 剪定枝のごみの重量は具体的には把握しておりませんが、参考程度に申し上げますと、令和3年度におきましてはごみ全体量に対する可燃粗大ごみの割合は12.7%ですが、可燃粗大ごみにはタンスや家具のほか雑草、草等も含まれておりますので剪定枝の割合としましては、あくまでも感覚で申し上げますと全体の5.6%ぐらいという形で理解しております。

それと、議員おっしゃった安城市の剪定枝のプラントにつきましては、安城市クリーンセンターから4キロほど離れた位置に位置しております。また、その場所は周辺に住宅もなく田畑に囲まれているような立地となっておりますので、安城市が運営できているものと思います。このような施設は人口密度の低い地域なら可能ですけれども、この堆肥化等を含めて人口密度の多い地域では有機物の臭いの問題から、この地域では不可能というふうに考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○1番（山口春美君） 議長、1番。

○議長（柴田耕一君） 1番 山口議員。

○1番（山口春美君） やれないとなると、あらゆることを持ち出して言われるんだけど、実際にはじゃあ生ごみの関係が多くて、生ごみ、剪定枝で合わせると4割近くになるというふうに以前聞いたことがあるんです。半数近くにもなるということも言われました。燃えるごみなんかはもっと分別してリサイクルに回していけば、生ごみと剪定枝がほとんどということに極論言えばなるわけで、この生ごみ堆肥化とか剪定枝の堆肥化が大きな課題になります。実態も把握してもらって、元々そういうものを造れば安城市のようなものではなくて、もっと小規模なものでやれば、剪定枝の人はそちらにまた行っていただくということに振り分けができるので、そういうふうにしてやっていって造園業者の方や農家の方たちが済み分けられるというふうに思うので、それも含めてCO2削減の大きな一環だと思いますので、生ごみ堆肥化、剪定枝の堆肥化。やっぱり次の世代に向けて旧態依然で頼まれたことだけやるということも大切なことですが、この組合として新たな発想をして前に進んでいくということが必要だと思いますので、ぜひご検討いただいて、次の方にきちっと渡していただきたいと思いますので確約をお願いします。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（柴田耕一君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） 組合施設ですけれども、組合施設の衛生センター、クリーンセンター、リサイクルプラザ、サン・ビレッジ衣浦、斎園、5施設ありますけれども、先ほどから言われているCO2削減という形で全体の9割がこのクリーンセンターによるものでございます。ということは、このごみの焼却量によることが大半ということをご理解いただきたいと思います。この、たまたまですけれども、ここ数年間コロナがございまして、事業系のごみが激減したことによって、先ほど議員言われている5%も達成しているじゃないかという形なんですけれども、これが既に令和3年度の目標5%を達成して今6.7%になっているんですけれども、これがもしコロナが収束して景気がよくなってくると、ごみの量が増えてまいります。そうすると目標が達成できなくなるということで、基本的にはやはりごみの量の搬入に大きく左右される施設でございますので、当館としてはあくまでも施設の管理、運営でございます。今後におきましても、しっかりとできる範囲内でCO2削減に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

○1番（山口春美君） ありがとうございました。

○議長（柴田耕一君） 以上で1番 山口春美議員の一般質問を終わります。

次に、10番 倉田利奈議員の質問を許可いたします。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（柴田耕一君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） よろしくお聞かせいたします。フリーマーケットについて、まずお聞きしていきます。フリーマーケットをこれ毎年、今までいつ開催されておりましたでしょうか。何

月何日ぐらい。それからまたコロナの感染拡大により中止となっていた時期は、いつからいつになりますか。教えてください。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（柴田耕一君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） フリーマーケットの実施状況ですけれども、平成15年度から年1回のフリーマーケットを開催しています。コロナ禍によりまして、令和2年度から今年度まで中止しておりますが、これまで15回開催しております。毎年5月の第2日曜日の午前10時から3時間ほど開催しておりました。よろしくをお願いします。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（柴田耕一君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） 平成15年度より始まったということなんですけれども、このフリーマーケットの開催が始まったきっかけ、それから15年続いてきた、この続いてきた要因は何なのか、教えてください。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（柴田耕一君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） リサイクルに関しましては、衣浦衛生組合のリサイクルプラザの設置に関わることと同じなんですけれども、ごみの減量化及び資源の有効利用並びに再利用の促進を図るためにやってまいりました。

以上です。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（柴田耕一君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） ごめんなさい。そういう質問の趣旨ではなくて、このフリーマーケットが平成15年から始まったということなんですけど、なぜこれ始まったのかというきっかけ、何か、今目的みたいなことを言われたんですけど、先ほどの目的がきっかけで始まったということではなかったんでしょうか。それから15年以上ここを続けられてきた、コロナ前までずっと開催されてきたということは何か盛況だったのか、どういうことなのか。なぜずっと10年以上も、15年も続けてこられたのかなというところについて教えてください。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（柴田耕一君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） このフリーマーケットが始まった件につきましては不明ではございますが、慣例的に行われたものと理解しております。

以上でございます。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（柴田耕一君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） 15年以上、15年もずっとこれ毎年毎年コロナの前まで続いてきたということで、ずっと続いてくることができたというのは、これも慣例で続けてきたというだけのことでしょうか。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（柴田耕一君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） 今リサイクルプラザという形で運営させていただいているんですけども、そもそもリサイクルプラザは市民の方々が不用品を持ち寄って、ご自身で価格を設定していただいて提供しているということで、日常的に逆を言えばフリーマーケットをやっとなもんだということで、そういった方におきましてはリサイクルプラザを利用させていただきたいのと、あと民間のフリーマーケットも碧南市、高浜市それぞれ3カ所ぐらいはあると私は認識しておりますので、こういった機会を利用いただければ民間事業や地域の活性化につながると思いますので、よろしく願い申し上げます。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（柴田耕一君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） すみません。なかなか今質疑、質問と答弁がかみ合わないんですけど、15年続いてきたんですよね。今回リサイクル推進施設運営委員会の方にアンケートを行っております。このアンケート調査文を読みますと、読み上げますね、今から。先般より当フリーマーケットの開催について事務局内部で検討を進めておりましたが、下記の理由により今後開催しないことが適当との見解に至りましたと書かれております。この事務局内部の検討内容について、先ほどご答弁があったかと思うんですけど、あったかどうかかなと思うんですけど、できればもっと詳しく教えていただけたらと思います。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（柴田耕一君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） コロナ禍で3年間中止しておりました際に、リサイクル推進運営委員会の委員長並びに副委員長と意見交換をする中で、フリーマーケットに関しましては、最近インターネットやスマートフォンの普及により自宅にいながらにして売りたいものは高く売れ、買いたい方も選択肢が増えるなど、格段に利便性が向上していることで、民間においても、またフリーマーケットやリサイクルショップを活用していただくことで民間事業の活性化にも図れることからプラザではなければならぬ特別の理由もないという意見もございましたので、廃止やむなしという結論に至りました。このことからリサイクル推進運営委員会にお諮りした上で、ご承認いただきましたので、今回の結果となった次第でございます。よろしく申し上げます。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（柴田耕一君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） このアンケートは記の下に、もう既に1が廃止理由、廃止理由になっ

ちゃっているんですよね。2がアンケート返送についてとあります。もう一度、この先ほどからちょっと答弁とかぶるところがありますが、この廃止理由、ここのアンケートに書かれている廃止理由をちょっと読んでいただけますでしょうか。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（柴田耕一君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） アンケート調査の廃止理由としまして、近年不用品を個人売買する方法として一般のフリーマーケットではなくインターネットオークションやスマートフォンのフリマアプリが主流となっており、手軽に誰もが出品でき、欲しい方に高く売れる機会が増え、買う人もよりよい物を選べる便利な世の中となりました。これは広く市民にリサイクルの意識が向上したことの表れと理解しており、今後は公共の立場としてリサイクルプラザの事業に専念することが適当の判断と至り、本フリーマーケットを廃止することとするものです。

以上です。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（柴田耕一君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） これもう結果ありきの廃止することとしたというアンケートなんですね。なぜ廃止することとしたにもかかわらずアンケートを取ったのか、よく分からないんですけど、なぜなんですか。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（柴田耕一君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） 廃止の理由をこちらの当局側からご提示しまして、コロナ期間ですね。3年間中止していることを踏まえて、これを廃止してよろしいかという趣旨のアンケートをさせていただきました。結果として過半数の方が廃止に賛成という回答をいただきまして、一定の理解を得たという判断で、委員会として廃止が決定されたということでございます。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（柴田耕一君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） これ、アンケート用紙に氏名、回答、フリーマーケットを廃止にすることについてと書かれており、賛成、反対どちらかに丸をつけてくださっております。これ廃止をすることとしたものと書かれていることから、もうこれは廃止ありきのアンケートなんですよね。これ、後からちょっと私お聞きしたお話だと、廃止の結果を出したアンケートだから結果ありきで賛成してしまった人が多かったのではという意見とか、あと当局側の誘導があったというお話が私の耳に入ってきました。本当にこれ結果ありきのアンケートなんですよね。本来リサイクル推進委員会、先ほど委員長と副委員長と話をしたというんですけど、まずほかの方々や、それから市民からの要望により廃止していくのが筋であると私は考えるのですが、なぜ当局から当局主導で廃止にしていたのか。また、このように廃止に向けた道筋が私は不適切で

あると考えるんですけど、いかがでしょうか。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（柴田耕一君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） アンケートの内容が廃止への賛否を問うという形で出した意図でございます。結果、委員18名中13名が廃止に賛成していただきました。3名が反対でございました。残りの2名は判断できないという形での回答をいただいております。そのような結果を踏まえて、委員会として廃止が決定されたという次第でございます。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（柴田耕一君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） 今局長から賛否を問うアンケートだと言っているんですけど、回答のところにフリーマーケットを廃止することについて賛成か反対かに丸を付けてくださいなんですよ。フリーマーケットを今後どうしますか。続ける、続けないではないんですよ。もうフリーマーケットは廃止するというので、もう結果ありきで、これアンケートされております。もうこれ、すごくやはりフリーマーケットをもう今後やらないということを知った市民の方からはお声をいただいております。何でやらないのということで、お声をいただいております。先日フリーマーケットの様子テレビで流れ、なぜこのSNSが発達している時代にもかかわらずフリーマーケットを行うのか、取材されている番組がございました。その中で掘り出し物があって、それを見つけるのが面白いとか、店主とのやり取りが楽しいなど、人と人のつながりをフリーマーケットで楽しむ姿がすごく印象でした。

フリーマーケットの廃止により制服のリサイクルということで、フリーマーケットに合わせて制服を非常に安く販売していたかと思うんですけど、こちらは今後どうなるのでしょうか。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（柴田耕一君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） 1点目の廃止でこの時期ということなんですけれども、コロナ禍で3年間中止しておりましたので、廃止について委員会に諮る、諮った結果、廃止に至ったということで、アンケート用紙にも確かに議員のおっしゃるとおり、このフリーマーケットを廃止することについて、賛成か反対かに丸をどちらかに丸を付けてくださいという形で、その他フリーマーケットに関するご意見等がありましたらご記入くださいという形で、何も反対ありきで出したという代物ではございませんので、よろしく申し上げます。

また学生服なんですけれども、学生服に関しましてもこの数年前から主催者のほうから、主催者というのが高浜おてん婆おてん娘まちづくりの会が主催しておりました。その委員の方から数年前から高齢となって人手不足のため、ちょっとやっていけないということがございまして、リサイクル推進委員会に相談を持ちかけましたが、引き受け手が見つかりませんでした。その結果、29年度から取りやめさせていただいている状態というふうにお聞きしております。

以上です。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（柴田耕一君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） もう今7人に1人が低所得者ということで、子供たちの貧困も非常に問題になっております。いくら就学援助費ということでいただいても、全ての物をそろえるためには就学援助費ではそろわないんですよ。それから中学生の間に子供たちはすぐに体が大きくなってしまいますし、最近お聞きするお話では学校に行くのに体操服とかで今コロナをきっかけに登校とかができるということから、制服があまり傷まなくなってきた。それであれば、やはりリサイクルの制服でも十分だということで、お声をいただいております。ですから、せっかくですね、今こころリサイクルプラザがあるということですので制服のリサイクルについて、この一部事務組合とかでやっていくお考えはないのでしょうか。

○議長（柴田耕一君） 答弁を。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（柴田耕一君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） この組合の事業として行うこととなりますと、買取り販売の手法や商品管理の手間等の課題が多く発生しますので、今のところ事業化にする考えはございませんので、よろしく願い申し上げます。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（柴田耕一君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） すごく非常に残念なご答弁です。先ほどフリーマーケットをやらないということ、いろんなことで理由を言ってらっしゃいます。特にインターネットオークションとか、フリマアプリとか、そういうのが増えたよというお話なんですけど、そういう理屈でいくと、逆に今リサイクルプラザ自体も必要ないんじゃないですかって市民から言われております、私は。私もそのとおりでと思います。このフリーマーケットの廃止理由でいけば、リサイクルプラザはもう、そうなる必要なくなっちゃうよなと思うんですけど、リサイクルプラザの存在意義について、こちらとしては今後どのように考えているのでしょうか。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（柴田耕一君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） リサイクルプラザですけれども、設置管理に関する条例第2条にありますとおり、ごみの減量化より資源の有効利用ならびに再資源の促進を図るために設置された施設と。それに基づいて運営している次第でございます。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（柴田耕一君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） では、フリーマーケットにかかる今まで経費についてお聞きしたいん

ですけど、以前開催された時の歳入、歳出を教えてくださいたいのと、今回予算書にも歳入がなぜフリーマーケットのお金で入っているのか、よく分からないので、その部分も教えてくださいたいと思います。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（柴田耕一君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） 今から4年前の令和元年に開催しましたフリーマーケットの決算状況で申し上げますと、収入額が26万100円、支出額が22万3,723円でした。

以上です。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（柴田耕一君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） 今歳入と歳出、支出額とかお聞きすると、結局入ってくる金額のほう大きいということですよ。4万弱大きいということになるんですけど、私が以前、私も一人親で低所得者だったもんですから、こちらのリサイクル、制服のリサイクルのほうをすごく私、利用させていただいておりました。なので、これ本当に必要だなと思っておりますし、逆にフリーマーケット自体も非常に、同時に開催されていたフリーマーケット自体もすごく盛況で、また今局長からお話があったように歳入のほうが多かったんですよ。なので、なかなかちょっと、これをやめていくということが非常に残念だなとも思っております。これ、議員に対しても今まで説明もありませんでしたし、やめていく方向という説明もありませんでした。こういうことはきちんと議員に対して説明会を開いて説明していただくべきことだと思いますし、それから市民にはどのようにお伝えしていくのか、教えてください。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（柴田耕一君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） 今後周知に関しましては、組合のホームページに掲載してまいりたいと思います。それと、今現在運営しておりますリサイクルプラザもフリーマーケットの拡大版と解釈しておりますので、そういった形でご利用いただければよろしいかと思います。よろしく申し上げます。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（柴田耕一君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） リサイクルプラザは委託形式の販売になるんですよ。フリーマーケットと私は違うと思っております。フリーマーケットは本当に人と人とのつながりというか、人との交流がなされる場であって、私はちょっと別物かなと思っております。それにもし今回やはりこのフリーマーケット廃止の理由を見ると、逆にじゃあ民間でも今不用品の売り買いもやっておりますので、そういうことを考えると私はリサイクルプラザも今後どうしていくのかも含めて、総合的に考えていかなきゃいけないと思います。本当に今回のフリーマーケットの廃止について

は、本当に廃止を残念がる方からお声をたくさんいただいております。

では次、クリーンセンターの今後の在り方についてお聞きしていきたいと思います。令和3年9月22日開催の議会におきまして、私はクリーンセンター衣浦整備構想策定等業務委託として令和2年度主要施策成果報告書に委託内容と決算額1,980万円が掲載されております。昨年の議会の上程理由で

局長より、この結果については議会へ報告するとのことであったと思いますが、委託の繰越はございませんので3月に報告書が完成しているはずですが、この報告書はもらっているのかももらっていないのか、端的にお答えくださいと質問したところ、局長がこの整備構想の報告が遅れた理由としましては先般の追加の中の報告事項でもお話したとおり、大きく二つございまして、一つは脱炭素を目指す中におきましてプラスチックのごみの処理方法や再生エネルギーの活用に向けた新たな技術の導入において、交付金の要件を満たすか検討の余地が出てきており、これにつきましては今後十分な調査結果を行ってまいりたいと思っておりますと答弁がありました。この新たな技術の導入においての交付金の要件、この十分な調査結果につきまして詳しく教えてください。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（柴田耕一君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） さきの12月議会で私どものほうから、整備構想につきましては昨年の11月に環境省から示されました廃棄物処理施設の耐震震災対策の手引きの内容を精査、研究して来年度にかけて先ほど言われました整備計画ですね。の改定が必要であろうという形の検討を進めていくというお答えをしたとおりでございます。

もう一つの課題としまして、安城市との広域化でございますが、安城市クリーンセンターは現施設を延命化する基幹改良工事を実施しまして、令和33年度2052年度までの稼働する計画を検討しており、令和5年度にごみ焼却施設基本計画の策定を予定しているお話をお聞きしております。このことによりまして、クリーンセンター衣浦整備構想の延命化の目標年次である2039年度までという大前提を2052年まで見直す検討が必要となってしまったものでございます。つきましては、来年度にかけまして碧南、高浜両市とも協議しまして、整備構想の内容を浸水対策と合わせて改定していく予定でございますので、今の段階での詳細な公表は差し控えさせていただきます。よろしくお願いいたしますので、よろしくお申し上げます。

以上です。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（柴田耕一君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） ちょっとよく分からないんですけど、交付金の要件がイコール手引の内容を精査して、衛生組合としての計画を今後進めていくということによろしかったかというところの確認と、それから先ほど言っているその交付金の要件。交付金の要件というのも今おっし

やったその浸水対策の話でいいのかというところなんですけど、先ほどの私のその会議録を読みますと、一つが脱炭素を目指す中におけるプラスチックごみの処理方法や再生エネルギーの活用に向けた新たな技術の導入なんですね。こちらについては何か交付金の要件というのが、具体化にどういうものなのかというのが、ちょっとよく分からないので教えてください。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（柴田耕一君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） 今後いずれにしろ、この施設に関しましては改修をしていかなければならないというふうに思っております。その改修の仕方なんですけれども、先ほど議員が言われました高効率発電による補助金のいただき方や、一般的な施設更新による交付金のいただき方がございます。それはやはり高効率なCO2削減もしくは改修、電力の改修を含めた形の交付金をいただこうとしますと、やはり莫大な施設の投入が必要となりますので、その辺はしっかりと来年度以降、費用対効果を考えしっかりとした運営をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（柴田耕一君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） 整備構想の概案につきまして、早ければ以前12月議会、遅くとも3月議会までのご報告をさせていただきますとのことだったんですけど、その後、令和4年12月27日の定例会におきまして、本年11月に予定どおり環境省から示された、先ほど話があったものだと思うんですけど、当クリーンセンターの基本構想について手引の内容に合致しているかどうかの精査、研究が必要になってまいりました。これを来年度にかけて改正の研究を進める必要が生じてきたのが現状であります。このため、現在で整備構想を公表することは誤解や混乱を招く可能性がございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げますというふうに局長のほうから答弁があったんですね。この整備構想というのが、先ほども私が言ったように1,980万円かけて委託されたものなんですよ。これはもう既に出されているということなんですけど、この概要についても現在議員のほうにも示されていないと。先ほどからの答弁をちょっと勘案しますと、この委託されたもの。これについて環境省から示された交付金の要件を満たせるようにとか、それからさっきの脱炭素、CO2の削減、それからもう一つが浸水の件ですね。そちらの件について組合、こっち、もう委託されて委託品はあるんですけど、それを組合として全部独自で改正していくという理解でいいんでしょうか。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（柴田耕一君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） 先ほどからおっしゃっておりますその1,980万円ですけれども、これ整備構想の業務委託が1,980万円ではなく、それに合わせて付随して一緒に行った委託もあります。それらを含めて1,980万円でございますと、内訳を申しますと躯体調査業務が900万円、

精密機能検査業務が400万円、残りの700万円が整備構想委託で、この整備構想委託が先ほどから言っているように新築にしたほうがいいのか、延命化にしたほうがいいのかということで費用対効果を表した結果、今のところ2039年までは改修でやっていったほうがいいのかという結論に達して、それに準じて地域計画を作成している状態でございます。

以上です。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（柴田耕一君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） 地域計画もこれ委託でされているんですけど、今のところ、じゃあ先ほど私は衛生組合で改正していかなければ、これが認められて本格的な工事に入った時に国から交付金とか、きちんと降りてくるかどうかというところを私は心配して、ずっとこの間も質問しているんですけど、では特にじゃあ今の話でいくと、先ほど言った整備構想。こちらについては別に改正もしなくていいということによろしいんですか。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（柴田耕一君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） 先ほどから言われております地域計画につきましては、現在国と市で、すみません。国、県との組合との協議中ございまして、整備等の条件に当たることなどを調整しております。計画の承認を待っている状況でございます。

整備構想につきましては、基本的には先ほどからお示ししているとおり、今のところ現有している整備構想の中では今の施設を改修してやっていったほうが新設よりいいよという形の結果が得られておりますので、よろしくお願ひします。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（柴田耕一君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） 今の答弁でいくと、地域計画については国と組合と協議しているということだと思うんですけど、そうなるの一つ目の質問として、ではもう既に業者と委託をされているんですけど、それを業者と一緒に改正を今行っているのかどうかということのご答弁を確認したいのでご答弁いただきたいのと、そうなる先ほどの整備構想のほうについては組合として改正することはないということなので、なぜこれをいつまでたっても公表しないのかという。公表というのは、まず我々議員に公表してほしいと思っているんですよね。これをホームページにアップするかどうかはちょっと置いといたとしても、なぜそれを議員に概要版として公表しないのか。これは本当によく分からないんですけど、どうなんですか。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（柴田耕一君） 事務局長。

1番 山口議員、私語を慎んでください。

○事務局長（黒田敏裕君） 先ほどの整備構想修正に関しましてはちょっと修正いたしますけれ

ども、クリーンセンターの基本構想にある整備構想につきましては、先般の環境省からの通達がございまして、そこにおいて多数のチェックリストの項目が追加されました。今後そのチェックリストの項目に、このクリーンセンターが合致しているかどうかということも含めて来年度にかけて検証していくということでございます。混乱してみえると思うんですけれども、地域計画に関しましては平成26年から28年度の大規模改修工事でも工事費36億円使いまして、国費12億円いただきましたやりました。その時においても地域計画に関しては、都度変更しております。3度の変更を経て国費をいただいている次第でございますので、よろしくお願いします。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（柴田耕一君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） 来年度このチェックリストについて、修正して何か追加していくような今ご答弁があったんですけど、これ本来は当初は令和2年度に整備構想の策定を行って、次に令和3年度に地域計画、それから令和4年度に長寿命化計画の策定を進めていくということだったんですね。これが今すごく遅れていて地域計画も今年度でできる予定で、かなと思っていて、今の話だと来年度もそれについてチェックリストについて追加とかあるから、まだ来年度も示されない。そうすると来年度これ1年後ろ倒しになったとしても、来年度長寿命化計画の策定を進めるんじゃないかなと思うんですけど、それはどうなんですか。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（柴田耕一君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） 来年、令和5年度ですね。そういった形のいろんなチェック項目等が追加されましたので、国のほうから。それらを踏まえて整備構想をしっかりと見直していきたい。その後、令和6年以降は予定としましては長寿命化計画後の発注仕様書の作成、その後工事という形になっております。先ほどから言われております1年遅れているということですがけれども、国の方針等、当初の予定より外的要因が加わったことによりまして、現在のスケジュールは整備構想より1年遅れておりますけれども、スケジュールについても先ほど言いましたとお見直しを行いまして運転に支障がないよう、柔軟に対応していきたいと思っております。1年遅れたことによって、整備が1年遅れたことによって金額が高つくとか、そういう形は考えておりませんので影響はないというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（柴田耕一君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） 先ほどあったように、大規模改修を先回行ったのが平成26年から28年の3か年だったんですね。それとこの施設の終盤である2039年までの中間である令和6年、7年、8年度ぐらいをめどとしておりますというふうに、以前ご答弁がありました。その近辺で行うことが一番費用対効果が高いという、だろうという形を思っておりますので、その時に何とか延命化事業ができるよう、地域計画を認めていただけるよう、国に対してしっかり要望してい

きたいということで以前お答えになっております。そうすると今1年遅れているけど、令和6年度から令和8年度にかけて工事が行われるということでもいいのかどうか。ここちょっと確約したいんですけど、どうでしょう。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（柴田耕一君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） 今の現状では正式にお答えすることはできません。

以上です。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（柴田耕一君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） 正式に答えられないというのが、すごいびっくりした、今。答えなんですけど、あり得ませんよね。やらないと今後困るんですよ。直ちにあそこの窯が壊れるわけではないですよ。壊れるわけじゃないんですけど、きちんと計画を持ってやらなければ、国からの交付金が出なくなる、その間に多少何か壊れて、ここだけ修繕しなきゃいけないとなった時に、それは国からの交付金が出ない可能性が高いんですよ。だから私はきちんと計画を持って、計画を進めて工事をしてほしいということを、この間もずっと私は言ってきたんですけど、なのに今としては、その私は1年後ろ倒し6、7、8年度でやれるんですよというところが今言えないということが、私、今信じられないんですけど、なぜ言えないんですか、これ。計画どおりやる気がないのか何なのか、教えてください。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（柴田耕一君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） 先ほども整備構想の件についてお話したとおり、この衣浦衛生組合では2039年をめどに大前提で動いておりましたけれども、安城市のクリーンセンターが2052年という形でまだ正式ではないんですけども、そういった考えもあるということをお聞きしておりますので、それらを踏まえて総合的に判断して来年度整備構想の見直しを図って、このクリーンセンターの衣浦にとって何が一番いいかと。どういう方策が一番いいかという最善最良の方向性が導き出せるように今後も精一杯精査、努力してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（柴田耕一君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） だから何がいいのか、どういう方策がいいのかというのは、もう計画で示されてないといけないんですよ。なのに、それを今から考えるというのが、私はちょっと信じられないんですけど。あと2039年まで、もうこれ持たせなきゃいけないんですよ、この今の施設。であれば、ここでやらないといけないと思うんですよ。もうこの工事費だって予算の概要を見ていただくと、これ工事をすると、ちゃんとこの普通建設事業費が下がるんですよ。こ

れがずっと2039年度まで持たせるとなった時に、きちんとこれ大規模改修をその間にやらなければ、またこれがどンドンどンドン毎年増えていくんですよ。単費でやらなきゃいけないんですよ。だからこそ、きちんと計画を持って1年ちょっと遅れちゃったのも、私もこれは、これもしつこく問題視していますけど、6、7、8年でやってくださいよということを行っているんですね。それが本当に両市にとって負担が減ることが私は分かっているから、それをもう口すっぱく言っているんですよ。なのに、いつ工事やるか分かりませんという答弁はあまりにもひどいと思うんですけど。管理者いかがですか、今の答弁について。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（柴田耕一君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） 今言ったいろんな項目、外部からの外的要因が多々発生しているのが今の現状でございます。当初クリーンセンター衣浦でもくろんでいた計画ではなく、いろんな形の外的要因が今になって入ってきている。それらを来年度以降、総合的に判断して前に進めていきたいというふうに思っております。いずれにしましても今後も、施設を停止することは絶対許されません。安全かつ安定的に運営していくために、中長期的な視点を立って緊急性や重要性を見極めて各施設の管理運営が、より円滑にできるように碧南市、高浜市両方とも連携を取りながら予防保全に万全に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（柴田耕一君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） 私、環境省に直接聞いていますよ、これ。どうしたらいいのかって。環境省ちゃんと、こういう計画遅れないように個別にしっかり対応します、ご相談くださいって言ってますよ。ご相談どれぐらいされているか分かりませんが、なのにこれだけ、1年遅れたのも私はそこは100歩譲って今後きちんと6年、7年、8年にやっていただければいいかなと思うんですけど、それもいつやるか分からないという、ちょっと今の答弁あまりにも無責任すぎると思います。

それから碧南市が、財調が70億円以上あるということなんですけど、高浜市は令和6年度から8年度までは財政調整基金10億円下回る計画になっているんですよ。でも、その計画にはここのクリーンセンターの大規模改修費は反映されていないんですよ。となると、こちらの工事が幾らになるかを想定しているのか。また、両市の負担がどれだけ増えるのかということも、きちんと議員にも概算としてこれぐらいです。以前建築された時も70、幾らだったかな。当初の金額、多分今でいくと100億とか200億とか、そんなお金になってしまうんですよ。そうになると、やはり両市で事前にきちんと碧南市さんは出せるかもしれないんですけど、高浜市、出せませんので、しっかり計画立てて両市にきちんとお伝えいただきたいと思います。

ちょっと残念ですが、以上で終わります。

○議長（柴田耕一君） 以上で、10番 倉田利奈議員の一般質問を終わります。

これにて通告者の質問は終了いたしました。

これにて一般質問を終結いたします。

11時半まで休憩を取ります。

午前11時22分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（柴田耕一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（柴田耕一君） 続きまして、日程第4 議案第1号 衣浦衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例を議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（柴田耕一君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） それでは、ただいま議題となりました議案第1号 衣浦衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

初めに申し上げますが、制定文及び参考資料中に条例番号が空白となっている箇所がございます。この点につきましては、議会で可決された場合、改めて付番させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。また、議案第1号は新規条例でございますが、慣例により条例文の朗読を省略させていただき、参考資料によりご説明させていただきます。それでは、参考資料1を御覧ください。

まず、1の制定の理由でございますが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）が令和3年5月19日に公布され、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の一部改正が令和5年4月1日から施行されることに伴い、法の施行について必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するというものでございます。

次に、2の制定の概要でございますが、（1）趣旨（第1条関係）としまして、この条例は法の施行について必要な事項を定めるものとするというものです。（2）の個人情報取扱事務登録簿（第3条関係）のアとしまして、組合の機関は個人情報取扱事務について個人情報取扱事務登録簿を備え付けなければならない。次に、イとしまして、組合の機関は個人情報取扱事務を開始しようとする時は、あらかじめ当該個人情報取扱事務について、個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更する時も同様とする。次に、ウとしまして、組合の機関は個人情報取扱事務登録簿に登録されている個人情報取扱事務を廃止した時は、遅滞なく当該個人情報取扱事務を個人情報事務取扱登録簿から抹消しなければならない。次に、エとしまして、組合の機関は、個人情報取扱事務登録簿を一般の閲覧に供してはならないというものでござい

す。（３）の開示請求の手続（第４条関係）につきましては、開示請求書には法第77条第１項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとするというものでございます。

（４）の開示決定等の期限に関わる特例（第５条関係）としまして、組合の機関が開示決定等をする場合における法の適用については、開示決定等の期限は30日以内とあるのは14日以内とし、開示決定等の期限の特例は60日以内とあるものは44日以内と。同条第１項とあるのは、衣浦衛生組合個人情報保護に関する法律施行令第５条の規定により、読み替えて適用される前条第１項とするというものでございます。（５）の開示請求に係る手数料等の（第６条関係）のアとしましては、法第89条第２項の条例で定める手数料の額は無料とする。イとしまして、法第87条第１項の規定による写しの交付により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する実費に相当する費用として別表に掲げる費用を負担しなければならない。当該写しの交付を個人情報保護に関する法律施行令第28条第４項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても同様とするというもので、条例の末尾には別表が付してございます。（６）の訂正請求の手続（第７条関係）としまして、訂正請求書には、法第91条第１項の各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとするというものでございます。

（７）の利用停止請求の手続（第８条関係）としまして、利用停止請求書には法第99条第１項の各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとするというものでございます。

（８）の衣浦衛生組合情報公開・個人情報保護審査会への諮問（第９条関係）としまして、組合機関は組合の機関における個人情報の取扱いに係る運用上の細則を定めようとする場合におきまして、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認める時は、衣浦衛生組合情報公開・個人情報保護審査会条例第２条の２に規定する衣浦衛生組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができるというものでございます。

（９）の運用状況の公表（第10条関係）としまして、管理者は毎年１回、組合の機関における保有個人情報の開示その他法の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとするというものでございます。

３の施行年月日でございますが、（１）施行年月日は令和５年４月１日でございます。（２）衣浦衛生組合個人情報保護条例の廃止。衣浦衛生組合個人情報保護条例は、本条例の制定に伴い、廃止する。（３）衣浦衛生組合個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置でございますが、アとしまして、秘密保持義務の存続について次に掲げるものに関わるこの条例の施行による廃止前の衣浦衛生組合個人情報保護条例第６条の規定によるその業務について知り得た旧条例第２条の規定による個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後もなお従前の例による。（ア）この条例の施行の際、現に旧条例第２条第４項に規定する実施機関の職員である者またはこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、旧個人情報の取扱いに従事していたもの。（イ）この条例の施行前において、旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者でございます。次

に、イとしまして、施行日をまたぐ請求に係る経過措置について、施行日の前に旧条例第12条、第20条第1項、第26条第1項または第27条第1項の規定による請求がされた場合における旧条例第2条に規定する組合が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。次に、ウとしまして、罰則の適用において、旧条例の廃止前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるというものでございます。

(4) 個人情報取扱事務登録簿に係る経過措置について、この条例の施行の際、現にある旧条例第6条第3項の規定により、一般の縦覧に供されている個人情報取扱事務届出簿は個人情報取扱事務登録簿とみなす。この場合においては、組合の機関は個人情報取扱事務登録簿に記載すべき事項に変更がある時はこの条例の施行後、遅滞なく登録簿を修正しなければならないというものでございます。

以上で、議案第1号の衣浦衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例の提案理由のご説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（柴田耕一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

○1番（山口春美君） 議長、1番。

○議長（柴田耕一君） 1番 山口議員。

○1番（山口春美君） まず、週明けの今日が28日ですから、もう直ちに4月1日から施行という段階で、ばたばたこういう形で国からこう示されてきた標準のその案に沿って決めていかざるを得ないということ自体が、地方自治の実勢を尊重するものではないというふうが大前提としてあります。デジタル社会の構成ということでビッグデータを民間にも活用して、さらに経済の発展を図るとするのが主なこの目的で、そのためのいろいろな弊害を取り除いていくという、守る、守ると言いながらもそういうふうにならされています。それで3ページのところの、参考資料の1の3ページのところに従前のもの。それから現行の4月1日以降のものというふうには書いてありますが、(3)のアのところでは秘密保持義務の存続ということで、その業務について知り得た情報をみだりに人に知らせてはならないと。それからそのアの(ア)のところでは職員である者、個人情報の取扱いに従事していた者とあるんですが、実際にこの登録簿を作ったり、個人情報を作る職種の人というのは、役職段階によってこの対象が大きくこう、いろんな形で制限がされているのかどうか。登録簿というものは実際に今どういう形になっていて、具体的にこの衣浦衛生が扱える個人情報というのは、具体的にどういうものがあるのか。それについて、まず伺いたいと思います。例えば何らかのきっかけで、この衣浦衛生組合に第一生命保険会社から任期付きの職員として、課長補佐級の職員を派遣されるというふうにした場合、完全に民間の方で、任期付きですから2年ぐらいしたら民間に帰られるわけです。この人たちがこの登録簿を作ったりする役職にもし就いたとするならば、絶対やめても秘密保持しなければなりませんよということですが、どういうふうになっていくか分からない。生命保険会社からなんかは、のどから手が出

るようなおいしい情報もたくさんあります。亡くなられた方の名簿あるいは様々なものがあるというふうに思いますので。例えばこういうことが起こった場合に、その方、課長補佐級だとどんなことができるんですかね。しかも民間さんを雇って期限付きで、また現場に戻られるという場合、どういうその危険性があると。私はとても危険だというふうに思うんですが、もう豊富な個人情報。ここはある程度、組合ですから限りはあるんですが。いつでも見る、末端の職員の方々まで情報を見ることはできるんですよ、組合は。それをプリントアウトして持ち帰ったりデータを送ったりスティックに入れたりUSBに入れたりすることも、ばれなければできちゃうわけじゃないですか。たまにばれると新聞やマスコミに情報も出されるんですが。非常に、そういうことを言えば、いろんな業者の委託なんかにも関わるのかもしれませんが、実際に市の職員として雇ってしまうものですから、一旦は正規職員の、しかも役付けというふうになった場合に、その方の好きなように探り、知り得、それを利用することもできるような条件整備ができてしまうのではないかと思うんですが、皆さんのほうではどういうふうに考えてみえますか。まず1点伺います。

○庶務課長（高橋文彦君） 議長、庶務課長。

○議長（柴田耕一君） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦君） 仮定のお話でありますので、特にその部分ではちょっとお答えできない部分もあるかなと思いますけれども、まず組合の中でどういった個人情報があるかということでございますけれども、例えばですけど、クリーンセンターでごみの受入れに関する業務として利用許可申込書の住所システム、いわゆる計量データ。こちらには個人情報として名前、住所があります。また、衣浦斎園では火葬された方の許可証ですね。利用許可証等保管しております。

あと、職員が誰がその対象になるかということになりますけれども、これは全職員だと。私もには守秘義務がございますので、基本的には今回の条例は国の法律に基づいて、今議員からあったとおりでと思います。ビッグデータの活用とか、その当たりが目的で、目的と言いますか、そういう手段があって国で一本の法律にするというものでございますので、当組合としてはその法律に伴う条例制定でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○1番（山口春美君） 議長、1番。

○議長（柴田耕一君） 1番 山口議員。

○1番（山口春美君） ボリューム的には、ボリューム的にはその登録簿というのは、現行はそれに同じような呼び方をしているのかもしれませんが、どのぐらいの種類のものであるんでしょうか、ボリューム的に。それ、会計任用さんも含めて、いつでも庁舎のパソコンを持っている方は閲覧することができるし、職員の方なら。もちろん守秘義務で固く拘束はされているんですけども、そういうことで理解していいですか、まず。会計任用の方も含めて。ましてや役職付きで課長補佐となれば好き放題だね、そりゃあ。かえっていったとしたって、その情報を頭の中

から消しなさいっていうことはできないし。そりゃあものすごい、この時期へのその一般の民間企業から正規の職員。しかも役付きで雇用するということは、とても危険で私たち市民から見るとちょっと背筋が凍るような思いがするんですが、そういうデータの欲しがっている保険会社ですからね。ということをやっと危惧してまして、ちょっと参考に聞かせていただきました。衣浦衛生組合ではそういうことはないわね、とりあえず。会計任用がオーケーかどうかも含めて。ボリューム的にも。その三つ教えてください。

○庶務課長（高橋文彦君） 議長、庶務課長。

○議長（柴田耕一君） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦君） 一応取り扱っている個人情報の事務でございますけれども、全項目ちょっと申し上げますと、職員採用試験に関する事務、臨時職員採用に関する事務、苦情問合せに関する事務、情報公開請求に関する事務、個人情報保護に関する事務、審査請求に関する事務、契約に関する事務、職員が起こした事故に関する事務、情報公開及び個人情報保護条例による審査請求の調査審議に関する事務、衣浦衛生組合情報審査会の委員に関する事務、本人以外の衣浦衛生組合情報審査会の委員に関する事務、行政不服審査法による審査請求の調査審議に関する事務、衣浦衛生組合行政不服審査会の委員に関する事務、衣浦衛生組合行政不服審査会の委員これは本人以外の事務、衣浦衛生組合清掃モニターに関する事務、支払に関する事務、衣浦衛生組合施設見学に関する事務、委託業者に関する料金徴収事務、衣浦衛生組合実習生受入れに関する事務、住民監査請求に関する事務、施設内事故及び施設内破損に関する事務、要望または陳情に関する事務、ごみ受入れに関する事務、リサイクルプラザ施設利用に関する事務、余熱施設利用に関する事務、火葬に関する事務、衣浦斎園利用に関する事務、各種教室・講習及びイベント等の開催に関する事務、リサイクルプラザ推進運営委員会に関する事務、リサイクルショップ出品者口座登録に関する事務の以上でございます。会計任用職員も当然、同様に守秘義務がございますので一般職と同じ取扱いでございます。

○1番（山口春美君） 議長、1番。

○議長（柴田耕一君） 1番 山口議員。

○1番（山口春美君） ありがとうございます。これだけの一部事務組合でも相当な量のものがあって、その中から個人情報を省いてなるべく市民に公開できるものはホームページでアップしながら、その今の施設の現状だとか、稼働している様々なデータについてはホームページで公表するというので、その辺を厳密にやってみえるということがよく分かりました。

それで今回公表までに14日間というふうに国の30日間の規定を変えていただいたんですが、これは碧南市は14日で高浜市は30日ということで、碧南市に沿ってやられたと。情報公開の審査会も碧南のものに委ねるということで、やっぱりこの大きいほうに沿ってやっていくんだと。さっきの環境問題は別ですけどね。大きいものに沿わないで勝手にやっとならせるけれども。基本的にこの碧南市に沿ってやっていくというのは、これからもそういうことで碧南市に準じて力

のバランスで大きいほうに引っ張られたということで理解してよろしいのかなというふうに思うんですが、とても微妙な問題でこれからの社会に様々な形で、何でも本当は検索できちゃうのでね。そこをどう守っていくのかというのがとても問われることで、衣浦衛生組合では請願、陳情は今まであまり出たことないと思うんですが、そういうものも出てくる可能性もあるかもしれないので厳密に扱っていかんやあいかんというふうに思うんですが、このなぜ碧南市に沿ったのかも一度確認したいと思いますのでお答えください。

○庶務課長（高橋文彦君） 議長、庶務課長。

○議長（柴田耕一君） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦君） 基本的に組合の制定している条例は、全て碧南市に準じるということで制定をしております。今回の14日ということも、今までの旧条例の14日をそのまま使っているということで、取り立ててその事例がないものですから、この運用で問題ないであろうということで現状ではそれ、そういうことで、今後見直しが必要となれば、そういうことも碧南市が対応されると思いますけれども、それを維持しているということでございます。

○議長（柴田耕一君） ほかに。ほかに質疑もないようです。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（柴田耕一君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） 今開示までの14日間というお話が出たんですけど、非常にこの14日としたところに関しては、私は非常に評価をしているのと、あと手数料の額が無料とするということに対しては評価しております。ただ、根本的に先ほど山口議員もおっしゃっていましたが、憲法92条のうち地方自治の本心に反しておりますし、憲法94条の先ほども言っている地方公共団体の制定権を宣言するものかなというところで、これ非常に私は問題があると思っているんですけど、そういった中でお聞きしたいのが、今回のこの衛生組合さんのこの条例とか規定ですね。こちら見ると対象者のほうが定義がないのかなと思うんですけど、対象者の定義があるのかなのか。もし、ないのであれば、なぜそれを外しているのか。また、考え方としてはどういう考えで、この条例、規定を運用されていくのか教えていただきたいのと、あと衣浦衛生組合情報公開個人情報保護審査会に諮問することができるというふうに書かれているんですけど、この部分で先日何か、あのお話では碧南市のほうに委託をするようなお話があったかと思うんですけど、その委託ではない、委託ではないんですかね。どういう形なんですかね。これ、もし、私は組合としてきちんと審査会を設置していただければ、それはそれでまた評価したいんですけど、これ審査会に設置するのであれば、きちんと審査委員としての報酬とかの予算が必要になるかと思うんですけど、ちょっと予算書でそのあたりもよく分からなかったので教えてください。

○庶務課長（高橋文彦君） 議長、庶務課長。

○議長（柴田耕一君） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦君） 対象者の記載、規定がないということでございますが、これは法律、

国の法律のほうで規定されているところによっていくということ、条例の中ではうたっておりません。また、先日行った協議会の中で、私がちょっと答弁ですかね。あの場でも多少訂正させていただきましてけれども、碧南市の同じ委員さんですかね。組合としても同じ方に委嘱をしているということで組合独自で情報審査会のほうは開いてまいりますので、よろしくお願ひします。

あと、予算の中でということと言いましたけれども、一般管理費の中で情報審査会委員ということで1人1回7,000円、8人分の予算を計上しております。お願ひします。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（柴田耕一君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） 今国のほうの法律にならって対象するのかなというお話になると、多分これ生存者に限るということになるかと思うんですね。特にここは斎園を持っておりますので、お亡くなりになった方の情報も入ってくると思いますし、本当にクリーンセンターのこの作業とか見ておられますと、一部安全管理をしっかり行ってはいるかと思うんですけど、大けがをしたりとか、本当にこれはあつてはならないことなんですけど、万が一亡くなってしまうとか、いろんなことも考えられます。そうなった場合に、やはりこの生存者に限るところがすごくみそであつて、それを各自治体とか、そういうところがどういうふうに応用されていくのかというところが、なかなか明記がないものですから、こういうところでちょっとご答弁いただかないと、今後どういうふうに使われていくのかというところが分からないので、ご答弁をいただきたいと思ひます。

あと、やはり今回のこの条例、規定を見ましても自己情報のコントロール権については記載されておられませんので、そのあたりをどのように考えているのか教えてください。

○庶務課長（高橋文彦君） 議長、庶務課長。

○議長（柴田耕一君） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦君） 死者に関する情報ということが今回法のほうで個人情報の取扱いに関する、関連する権利、利益の保護を目的とするものでありますけれども、本人関与等により権利、利益の保護を求めることができるのは生存する個人であるということで、個人情報の範囲を生存する個人に関する情報ということで限っております。すなわち、死者から本人情報の開示請求等がなされる可能性がないということから除外されたという理解でいいかと思ひます。

また、その遺族が死者の個人情報についてということもございまして、この点に関しましても法のほうでは死者に関する情報であっても、当該情報が遺族の生存に関する情報、例えば死者の相続、財産等に関する情報から遺族、相続人を識別することができる等の場合、当該情報は死者に関する情報であると同時に遺族に関する情報でもある。このような場合には、生存する個人に関する個人情報として保護の対象ということで、何ら今の状況と変わらないというふう理解をしておりますので、よろしくお願ひします。当組合としましても死者の情報を保有している場合には適切に対処したいというふう考えております。

また、自己情報コントロール権ということで今ご質問がありましたけれども、これも憲法解釈の話であると思いますので、この場で議論することはあまりふさわしくないかと思っておりますけれども、この憲法、この今回の法改正に伴っても国や司法のほうからも定義がなされておられませんので、私どもとしてはお答えできないかなと考えております。今回の法におきましても、情報の公開でありますとか、訂正とか停止という手続により、その目的は果たされてくるという解釈でございますので、よろしくお願ひします。

○議長（柴田耕一君） ほか。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（柴田耕一君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） 今自己情報コントロール権について定義がないということなんですけど、これあえて定義をされているところもあるもんですから、やはりその部分は、私はしっかり入れていただけたらなと思うんですけど、なかなかこれを入れていただけないところと、あと先ほどその亡くなった、お亡くなりになった遺族に関する情報は保護の対象ですよというお話がありました。それはもちろん保護の対象にしていただきたいんですけど、逆に保護ではなくて開示、開示のほうなんですよね。遺族が何か訴訟に絡んで、こういうちょっと亡くなった人の情報が欲しいとか、そういうことが出た場合の取扱いについてはどのようにされているのかについて教えていただけたらと思います。

○庶務課長（高橋文彦君） 議長、庶務課長。

○議長（柴田耕一君） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦君） 自己情報コントロール権ということで、全国の事例でということでおっしゃられているかなというふうに思いますが、今現在、公式でそういう情報も私どもも持ち合わせておりませんし、碧南市、高浜市においても特段そのことについては明文化というんですかね。表現はされておられませんので、私どもが独自にどこするという話ではないかというふうに考えております。

また、死者の情報を遺族が公開できるかということにつきましても、故人その遺族の情報としての扱いになりますので、それは公開する可能性があるというふうに今お答えすべきかと思っております。これは情報審査会に諮った上での決定がされるというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（柴田耕一君） ほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田耕一君） ほかには質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田耕一君） 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第1号の採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（柴田耕一君） 挙手多数であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。再開は1時半、13時半。よろしくお願いいたします。

午後0時2分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（柴田耕一君） 少し時間が早いようですが、皆さんおそろいですので、それでは休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

○議長（柴田耕一君） 日程第5 議案第2号 衣浦衛生組合情報審査会条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（柴田耕一君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） それでは、ただいま議題となりました議案第2号 衣浦衛生組合情報審査会条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

先ほどと同様、改正文及び参考資料中に条例番号が空白となっている箇所がございます。この点につきましては本会議で可決された場合、改めて付番させていただきますので、よろしくお願いいたします。それでは参考資料1を御覧ください。

まず、1の改正の理由でございますが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）が令和3年5月19日に公布され、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下、法という）の一部改正が令和5年4月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正するというものでございます。

次に、2の改正の概要でございますが、（1）の題名の改正としまして、法の一部改正により衣浦衛生組合情報審査会の名称を衣浦衛生組合情報公開・個人情報保護審査会に改め、題名を衣浦衛生組合情報公開・個人情報保護審査会条例に改めるというものです。

（2）の法令の改廃に伴う規定の整理（新第1条、第2条及び新第2条の2関係）としまして、法の一部改正、衣浦衛生組合個人情報保護条例の廃止及び衣浦衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例の新規制定に伴い、条例中の規定を適切な表現に改めるというものです。

（3）の字句の整理（新第5条、新第6条、新第16条及び別表関係）としまして、条例中の字句を適切な表現に改めるというものです。

（4）の条例改正に伴う関係条例の一部改正（附則関係）のア衣浦衛生組合行政不服審査法施

行条例の一部改正としまして、写しの交付に係る費用の変更に伴い、別表中の字句を適切な表現に改める。イの衣浦衛生組合情報公開条例の一部改正としまして、審査会の名称変更に伴い、条例中の字句を適切な表現に改めるというものです。

3の施行年月日等でございますが、(1)の施行期日は令和5年4月1日でございます。

(2)の経過措置のア委員の身分の継続としまして、この条例の規定の施行の際、現にこの条例の規定による改正前の衣浦衛生組合情報審査会条例第1条の規定により、組合の置かれた衣浦衛生組合情報審査会の委員である者は、施行日に第3条第2項の規定による委嘱を受けた者とみなす。イ旧審査会の議事の継続としまして、施行日前に旧審査会にされた諮問は、この条例による改正後の審査会にされたものとみなし、旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例によるというものでございます。

以上で、議案第2号 衣浦衛生組合情報審査会条例の一部を改正する条例の提案理由のご説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（柴田耕一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

○1番（山口春美君） 議長、1番。

○議長（柴田耕一君） 1番 山口議員。

○1番（山口春美君） 情報審査会の条例の一部改正ですが、実際に名称が衣浦衛生組合情報審査会というふうになっていますが、実際には碧南市に委嘱するということなんでしょうか。構成メンバーを教えてくださいのと、これは常設ということではなくて事件が発生した時に集まっていたとということ、その時に報酬などが発生するということなんでしょうか、伺います。それから情報の削除などについては、もし削除を申請してもそれが受理されないとか、そういった場合にもこの案件としては、この情報審査会のほうに投げかけることができるのかどうか、削除が可能かどうかも含めてお答えください。

○庶務課長（高橋文彦君） 議長、庶務課長。

○議長（柴田耕一君） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦君） 先ほどの議案の中でもお答えしましたけれども、この情報審査会、このたび個人情報保護審査会というふうになりますけれども、こちらにつきましては碧南市の情報審査会と同じメンバーに組合が委嘱、同じメンバーにお願いをしているということで、ちょっと今名簿がございませんので、その方に委嘱をして組合の情報審査会を開くということでございます。

あと、組合の審査会ではということになりますけれども、個別の個人情報の取扱いに関する事項については国の委員会に対して助言を求めるということで、個人情報の開示決定に関する審査請求に係る事項とか、本組合の内部における運用ルール、漏えいがあった場合の対策、漏えい等

の対策ですかね。サイバーセキュリティー等の検討や制度の運用の在り方については、組合の審査会に諮問するという考えであります。お願いします。

○議長（柴田耕一君） ほかに。

○1番（山口春美君） 議長、1番。

○議長（柴田耕一君） 1番 山口議員。

○1番（山口春美君） ですから報酬はその事件発生の時だけで、恒常的にダブルで碧南のほうにも報酬が出て。衣浦衛生としても報酬が出て。でも過去には、ほとんど開催されていないんじゃないかと思うんですが、開催されないことのほうが平和的なのもかもしれませんが。事件が発生した時にのみ報酬が発生するというのでやっていかれるのか、その確認もしたいです。それで、メンバーの人数は書いてないので、名簿を持ってみえないということでしたが、構成メンバーのその立場の違いですか。と、人数についても教えてください。

○庶務課長（高橋文彦君） 議長、庶務課長。

○議長（柴田耕一君） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦君） ちょっと名簿のほうが用意してございませんので申し訳ございませんけれども、条例の中では定数は7人と定めております。現任の委員につきましては、碧南市の情報審査会委員のメンバーにそのまま同じメンバーに委嘱しております。その中には弁護士の方がお2人、司法書士の方がお1人、税理士がお1人、公募の方、市民の方お1人、計5人を委嘱しております。今ご質問あったように事件が発生した場合、委員会が開かれた場合に報酬をお支払いするというので考えております。

以上です。

○議長（柴田耕一君） ほかに。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（柴田耕一君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） 今また委嘱という言葉が出たんですけど、これ条例の設置の第2条に次に掲げる事務を行うため衣浦衛生組合情報公開個人情報保護審査会を置くとなっているので、あくまでもここで単独で置かなければいけないと思うんですね

こういう条例の場合。ですからその委嘱というのは、ちょっと表現はこれどうなのかなと思うんですけど。なので、この先ほどからおっしゃっているその委嘱というのは、私ちょっとこの法律でこういうことができるのかなというのも疑問なんですけど、その当たりどのような認識なのか、ちょっと教えてください。

○庶務課長（高橋文彦君） 議長、庶務課長。

○議長（柴田耕一君） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦君） あくまでも組合には常設しておりますが、その委員となられる方にはお願いをする、委嘱をしているということで考えておりますが、よろしくをお願いします。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（柴田耕一君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） では、今のお答えをちょっと確認したいんですけど、個人的にその同じ委員さんをお願いしているということを委嘱というふうにおっしゃっているという認識でいいんですか。ちょっとそのあたりがよく分からないんですけど、あくまでもこれ条例を制定するという事は、衣浦衛生組合としてきちんとこの衣浦衛生組合情報公開・個人情報保護審査会を置かなければならないと思うんですね。では、それが碧南のメンバーと一緒にすよというのは、それはそれで問題はないと思うんですけど、今私が言ったような形でもよろしいのかということと、あとこちらの組合として過去に5年ぐらいでいいかと思うんですけど、情報公開の審査会とか個人情報保護法における審査会、そのようなもの、案件があったのかなかったのか、そのあたりもできれば教えてください。

○庶務課長（高橋文彦君） 議長、庶務課長。

○議長（柴田耕一君） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦君） 委嘱というのは組合から辞令を、その弁護士の方なりに出しまして辞令により委嘱をしております。あと、これまでにそういった事例はあるかということでございますけれども、組合の中では今そういった事例はございません。

以上です。

○議長（柴田耕一君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田耕一君） ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田耕一君） 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第2号の採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田耕一君） 挙手多数であります。挙手全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（柴田耕一君） 続きまして、日程第6 議案第3号 衣浦衛生組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（柴田耕一君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） それでは、ただいま議題となりました議案第3号 衣浦衛生組合職

員の定年等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案第3号から第6号までの4議案につきましては地方公務員法の改正により、職員の定年を段階的に引上げることに伴う改正を行うものでございます。まず、初めに今回地方公務員法の改正により定められた新たな人事制度について概要を説明いたしますので、参考資料2を御覧ください。

1、職員の定年年齢の引上げですが、定年退職となる年齢が現行の60歳から65歳に段階的に引き上げられます。昭和38年度生まれの職員は定年が61歳に、昭和39年度生まれの職員は定年が62歳に、以降、表の記載のとおり定年が引き上げられ、昭和42年度生まれ以降の職員につきましては定年が65歳となります。よって、表の一番下にありますように丸印の付いている年度は定年退職者が発生しない年度となります。また、現行制度では60歳で定年を迎えた後、65歳まで再任用として勤務することができましたが、定年年齢が65歳に引き上げることに伴い、現行の再任用制度が廃止されます。今後定年が65歳まで引き上げられるまでの移行期間につきましては、現行の再任用制度と同様に65歳まで暫定再任用として勤務することとなります。

続きまして、2、役職定年制の導入等でございますが、2ページの表を御覧ください。管理監督職員、これは管理職手当を受けている職員、課長補佐以上の職員となりますが、原則として非管理監督職、係長以下の職員に降任することとなります。これにより課長補佐以上で60歳を定年した職員につきましては、役職定年制により係長級に降任することとなります。なお、特例任用としまして、管理監督職のまま勤務することができる場合がございます。これは当該職員が特別なプロジェクトを担当しており、その継続の必要がある場合や特殊な技能を有する職員や僻地での職務を行っている場合などが該当しますが、現在衣浦衛生組合では想定しておりません。

3、60歳から定年年齢までの間の給料の月額引下げですが、60歳到達年度の翌年度以降、60歳到達時点の給料月額の7割水準を基調とした給料月額への引下げが行われます。(1)管理監督職の給料月額例を御覧ください。管理監督職で60歳を迎えた場合ですが、例えば7級課長級の職員であった者は役職定年制により5級係長級に降任します。よって、当該職員は非管理監督職ですので、まず管理職手当は支給されません。また、当該職員の給料につきましては、衣浦衛生組合初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則に規定する降格時降級対応表により7級から5級に降任した場合の給料39万3,000円の7割であります27万5,100円になりますが、60歳到達年度の給料42万3,600円の7割である29万6,500円を基礎給料月額として、基礎給料月額と降任後の給料との差額2万1,400円が調整額として支給されます。これにより役職定年後に受ける給料としては、60歳到達年度の7割が支給されることとなります。

3ページの(2)非管理監督職の給料月額例を御覧ください。非管理監督職で60歳を迎えた場合は、60歳到達年度の給料の7割が61歳到達年度以降に支給されることとなります。管理監督職であった者、非管理監督職であった者、どちらも60歳当時の給料の7割が61歳以降支給されることとなります。

続きまして、4、定年前再任用短時間勤務職ですが、60歳以降に退職した職員を引上げ後の定年に達する日までの間、短時間勤務の職に再任用する制度を新設するものです。これは60歳を超えたら、これまでどおりのフルタイム勤務より趣味やボランティア活動の時間を持って、緩やかに働きたいと思う職員に対応するため、導入される制度でございます。表の上から2段目のように一旦役職定年として勤務した後に退職して定年前再任用短時間勤務をしたり、3段目のように60歳退職後に一定の期間を空けてから定年前再任用短時間勤務をすることも可能です。また、表の下段の参考にあるように定年前再任用短時間から常勤職員への復帰や、60歳前に退職して61歳以降に定年前再任用短時間勤務をすることはできないこととなっております。

続きまして、4ページの5、定年年齢引上げに伴う退職事由及び退職手当算定方法の特例です。まず(1)退職事由の特例ですが、60歳到達日以降、引上げ後の定年年齢までの間にその者の非違によることなく退職した場合の退職事由は当分の間、定年とするものであります。これは定年に達する前に自己都合退職する場合、通常ですと定年退職の場合と比較して低い退職手当の支給率が適用されますが、当分の間は60歳到達以後、引上げ後の定年年齢までの間に退職する場合においては、定年と同じ退職手当の支給率を適用するといった特例となります。

(2)退職手当の算定方法の特例ですが、引き上げられた定年年齢による定年退職日時点では、退職手当算定の基礎となる給料月額が60歳時点の給料月額の7割に減額されていることから、60歳で定年退職する場合の退職手当の金額を保証するため、ピーク時特例を適用するものでございます。ア退職手当の基本構造及びイピーク時特例による算定方法については記載のとおりでございます。なお、ピーク時特例による算定方法では退職手当の基本額をピーク時特例基本額と定年延長後の基本額の合算額といたします。図の期間①と期間②が合算されておりますが、基本的には新卒で採用されて、期間①の期間が勤続35年以上の職員は期間②は合算されません。

5ページを御覧ください。

6、事前情報提供及び勤務意思確認制度の導入でございますが、60歳到達年度の前年度に61歳到達年度以降の任用、給与、退職手当等に関する措置の内容、その他の必要な情報を提供し、61歳到達年度以降の勤務の意思を確認するよう努めるというものでございます。

以上が、地方公務員法の改正により定められた新たな人事制度の概要でございます。

それでは、改めまして議案第3号 衣浦衛生組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明をいたします。

参考資料1を御覧ください。

まず、1の改正の理由でございますが、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)が令和3年6月11日に公布され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、職員の定年年齢を段階的に引き上げるとともに、組織全体としての活力維持及び高齢期における多様な職業生活設計の支援を図るため、条例の一部を改正するというものでございます。

2、改正の概要につきましては、参考資料2により説明しました定年年齢の引上げ、役職定年

制及びその特例、定年前再任用短時間勤務、情報提供及び勤務意思の確認について規定するもの
でございます。

3 ページを御覧ください。

3、施行年月日等ですが、1 施行期日は令和5年4月1日、経過措置につきましては先ほど説明した暫定再任用に係る規定等が設けられております。

以上で、議案第3号 衣浦衛生組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（柴田耕一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

○1番（山口春美君） 議長、1番。

○議長（柴田耕一君） 1番 山口議員。

○1番（山口春美君） 議案第3号の参考資料2の1ページのところに、階段状の今後の65歳定年制への段階が書かれてあります。この中で衣浦衛生組合の24人の正規職員の皆さんは、どこに何名が当てはまるのかというのを、まずお聞きしたいと思います。それと年金制度というのはもう既に65歳からしか受給できないという形になっていて、その組合のほうの関係も年金についてはどういうふうになっていくのか。もうどんどん、どんどん65歳まで働きたいというニーズが強いのかもしれませんが、私はどちらかというと資本から独立してエンジョイしたほうがいいんじゃないかというふうに、生活保障さえきちんとなればね。というふうに考えるものですが、3割減となって、その退職金に食いつないでいくんですかね、結局。だからどういう生計プランを立てていかれるのかなということも含めて聞きたいです。

それと、どの段階で新規採用の人数を、この24人というのをちゃんと担保していくのか。いつまでも六十四歳、五歳の人たちをまっとうな数に入れてね、新規採用をさぼっていくと、どんどんどんどん高齢化して、その新規の人が入っていかれないという状況になるんですが、そういう新規採用の判断というのは、どこの時点でやるんでしょうかね。ということも含めて。来年年するよという人がある時は、もう事前に新人を確保するということなんでしょうか。その辺も気になる場所なので教えてください。

○庶務課長（高橋文彦君） 議長、庶務課長。

○議長（柴田耕一君） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦君） まず、当組合における今後65歳、60歳を超える職員が最近でいるかということでございますけれども、令和8年度に62歳で退職する者が予定で3人おります。令和10年度に63歳で定年する者が1人、令和12年度に64歳で定年する者が1人という予定になっております。

あと、年金へのつなぎということでございますが、これは65歳、年金が65歳支給に引き上げ

られておりますので、あとは先ほど参考資料等でご説明した、その職員によっては短時間もしくは定年前再任用短時間という、そういう自由な時間も取れるものが旧式にも用意しておりますので、そちらを各、その対象となる60過ぎた者が判断していただければというふうに考えております。

また、新規採用はというお話でございますが、今のところ採用という予定はございません。今後の職員構成、今はどちらかというと年齢が高い者が多いものですから、その辺は総合的な判断の下に、今後必要に応じて採用は考えていきたいというふうに考えております。

○1番（山口春美君） 議長、1番。

○議長（柴田耕一君） 1番 山口議員。

○1番（山口春美君） 合計、この表の中では5人の方がこの表の中のうちにこの定年退職の時期を迎えるということで、例えば令和8年に3名の方が見えるんですが、それは令和7年の時に新卒を3名準備しておくということになっていくんでしょうか。65歳まで年金は一切もらえないということなので3割減といっても、実際の身を切るような形で60歳以降働かなければならないということになってしまうので、理不尽だなということも思うんですが。そういうことで前の年ぐらいには少なくともどんどん持ち上がってくるので、3人の高齢の方を後ろから突き上げてくるので、新しい人は3人雇用する。同時にその令和10年とか令和12年もそうですけど、そういう形で増やしていかないとどんどん減るばかりなので、そこはそのように、今年はやらないけれども、来年もやらない。令和7年は新規採用を採っていくということになる、結果としてはなるんじゃないですかね。確認したいと思います。

○庶務課長（高橋文彦君） 議長、庶務課長。

○議長（柴田耕一君） 庶務課長

○庶務課長（高橋文彦君） うちの組合としての職員採用の経緯はクリーンセンターが建設された時の運転必要要員ということで採用されたりしておりまして、どちらかというと今現場部門は委託しております。そういった職員が今は50代ぐらいになって差し掛かっておりまして、今後そういった職員については退職まで働いていただきますけれども、同時にそれに伴って採用するかどうかというのは、またちょっと別の次元で全体のバランスをというか、全体の内容を、状況、職員の状況等を勘案しながら進めてまいりますので、よろしく申し上げます。

○1番（山口春美君） 議長、1番。

○議長（柴田耕一君） 1番 山口議員。

○1番（山口春美君） 実際に全国的に派遣や非正規労働、不安定労働が増えていく中で民間さんの委託先も含めて、こういう公務員並みに移行していくというふうに基本的には思うんですが、そのところもちゃんと生活保障がないと、結局民営化のほうのパネになってしまうということも含めていろんな心配が重なってまいります。客観的には65歳に延長することはいいんですが、そういう様々な問題もあるので心配は心配ですが、基本的には賛成ですけど、質問ではありません

ん。

○議長（柴田耕一君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田耕一君） ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田耕一君） 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第3号の採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田耕一君） 挙手全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（柴田耕一君） 続きまして、日程第7 議案第4号 衣浦衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（柴田耕一君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） それでは、ただいま議題となりました議案第4号 衣浦衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

参考資料によりご説明申し上げますので、参考資料1を御覧ください。

1、改正の理由ですが、国家公務員法等の一部を改正する法律（令和3年法律第61号）が令和3年6月11日に公布され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、定年年齢の引上げ後の60歳以上の職員の給料月額7割措置等を規定するため、条例の一部を改正するというものでございます。

2の改正の概要につきましては、先ほど議案第3号の参考資料2で説明した給与月額7割措置について規定するものでございます。

3、施行年月日等ですが、1施行期日は令和5年4月1日、2経過措置としまして暫定再任用職員の給料月額の規定等を設けております。

以上で、議案第4号 衣浦衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（柴田耕一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

○1番（山口春美君） 議長、1番。

○議長（柴田耕一君） 1番 山口議員。

○1番（山口春美君） 暫定再任用は令和5年は発生してないということですね、衣浦衛生組合では。それで来年度、令和6年が最終年で、これはずっと発生するんですけど、毎年毎年。退職年齢が引き上がって、2年ごとに引き上がっていくので、それまでの2年間だけじゃなかったですかね。どんなふうでしたかね。

○庶務課長（高橋文彦君） 議長、庶務課長。

○議長（柴田耕一君） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦君） 今暫定再任用の話、先ほど議案第3号の参考資料2の中にお示しして、この表ですね。階段状になったこの表でございますけれども、網掛けになって暫と下にご書いてございますが、ここが暫定再任用ということで、今現状再任用の職員もこの令和5年度から暫定再任用扱いということになってまいりますので、その都度65歳定年が完了するまでの間の、定年を迎えて65歳までの間の職員は暫定再任用ということでございます。

○1番（山口春美君） 議長、1番。

○議長（柴田耕一君） 1番 山口議員。

○1番（山口春美君） それでは改めて、この先ほどの表に基づいてでもいいですが、今年度、来年度その発生する間の人数というのはずれ込んでいくだけの話で、またこの先ほどの数字とは違いますもんね。教えてください。

○庶務課長（高橋文彦君） 議長、庶務課長。

○議長（柴田耕一君） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦君） 今現状、再任用の者が3人おりますので、令和5年度は3人になります。令和5年、6年は暫定再任用が3人おります。令和7年度になりますと1人、8年度も1人ですね。令和9年度になりますと3人、10年度も3人ですね。11年度が4人、12年度が1人、13年度が1人。以降はもう65歳の定年になります。

以上です。

○議長（柴田耕一君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田耕一君） ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田耕一君） 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第4号の採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田耕一君） 挙手全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されまし

た。

○議長（柴田耕一君） 続きまして、日程第8 議案第5号 衣浦衛生組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（柴田耕一君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） それでは、ただいま議題となりました議案第5号 衣浦衛生組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

参考資料によりご説明申し上げますので、参考資料1を御覧ください。

1、改正の理由ですが、国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴い、定年年齢引き上げ後の退職手当の取扱い等を規定するため、条例の一部を改正するというものでございます。

2、改正の概要につきましては、議案第3号の参考資料2で説明しました定年年齢引上げに伴う退職手当の特例等について規定するものでございます。

3、施行年月日等ですが、1、施行期日は令和5年4月1日。なお、一部の規定につきましては7月1日から適用となります。2、経過措置としまして暫定再任用職員につきましては、既に退職時に退職手当の支給を受けていることから退職手当の支給対象から除外する等の規定をいたします。

以上で、議案第5号 衣浦衛生組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（柴田耕一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

○1番（山口春美君） 議長、1番。

○議長（柴田耕一君） 1番 山口議員。

○1番（山口春美君） 今聞くのも何なんです、衣浦衛生組合は労働組合がないので、これらのこの変更についての話合いというのは、職員の24名の方に徹底されているのかどうか。この議案第5号も含めて、みんな納得されたんでしょうか。その辺をいま一度、確認しておきたいと思います。

○庶務課長（高橋文彦君） 議長、庶務課長。

○議長（柴田耕一君） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦君） 職員組合への対応ということで、当組合には職員組合はございませんので、この定年引上げに関しましては、令和5年3月13日に職員に対して定年延長についての説明を行っております。組合からは役職定年による若年層への昇進への影響、2年に1年度は

定年退職者が発生しないことによる採用人数への影響等について質問がございました。当局側から若年層への昇進について影響ないよう予定していること。採用については毎年一定数を確保したい旨を説明しております。細かな運用について、今後組合から疑義等があれば随時説明をさせていただきますということでしたので了承をいただいております。

以上です。

○議長（柴田耕一君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田耕一君） ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田耕一君） 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第5号の採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田耕一君） 挙手全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（柴田耕一君） 続きまして、日程第9 議案第6号 職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（柴田耕一君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） それでは、ただいま議題となりました議案第6号 職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整理に関する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

参考資料によりご説明申し上げますので、参考資料1を御覧ください。

1、制定の理由でございますが、地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行されることに伴い、定年年齢引上げ等に伴う改正を行うとともに、規定中の字句及び引用条項を適正な表現に改めるため、関係条例を整理する条例を制定するものでございます。これらの条例は定年延長の導入に伴いまして、軽微な改正が必要な条例について、まとめて改正する整理条例となっております。

2、制定の概要ですが、（1）廃止する条例として衣浦衛生組合職員の再任用に関する条例を廃止します。（2）一部改正する条例は、ア衣浦衛生組合職員の降給に関する条例からカ衣浦衛生組合会計年度任用職員の給与等に関する条例までの6本の条例について改正するものでございます。（3）改正の内容としましては、給料月額7割措置に関する規定等の追加、法改正に伴う字句の整理及び引用条項の改正等を行うものでございます。

3、施行年月日等ですが、1 施行期日は令和 5 年 4 月 1 日。(2) 経過措置としまして暫定再任用職員の取扱い等を規定するものでございます。

以上で、議案第 6 号 職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整理に関する条例の提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（柴田耕一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

○1 番（山口春美君） 議長、1 番。

○議長（柴田耕一君） 1 番 山口議員。

○1 番（山口春美君） 専門家の皆さんなので、例規の中でもきちんと確認をされて漏れないというふうに思いますけれども、漏れなしということで確認させていただいて賛成したいと思いますが、よろしいですかね。

○議長（柴田耕一君） ほかに質疑もないよう。

○10 番（倉田利奈君） 議長、10 番。

○議長（柴田耕一君） 10 番 倉田議員。

○10 番（倉田利奈君） 今、山口議員の答弁なかったけど、よろしかったでしょうか。いい、ないということでもいいですね。では、これ先ほどからずっといろいろ条例改正、定年に伴う再任用とか、退職年齢の引上げとか、ずっと令和 5 年の 4 月 1 日ということで、もうこれすぐなんですよね、条例改正が。これらの条例改正が、やはりしっかり我々もどうなのかということ審議するために、もうこの 3 月議会じゃなくて、やっぱりもう一つ前の 12 月議会にちょっとこれらを挙げてこられなかったのかなというところについてご説明いただきたいのと、やはり今後あまり今後大きなものになるというのは、なかなかちょっと今私の頭の中でもありませんが、今後に向けてやはりぎりぎりです出すというのは、やはり議会としてもどうなのかなというところがありますので、その当たり今回 3 月議会になってしまったというところ、どうなんでしょうか。

○庶務課長（高橋文彦君） 議長、庶務課長。

○議長（柴田耕一君） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦君） 私どもの組合として、ほかの条例などもそうですけれども、やはり碧南市に準じる、高浜市とも調整する様々条件、状況がございますので、国から示されたそのスケジュールからはそのとても間に合わないという状況でございますので、それは高浜市さん、碧南市さん、どちらも 12 月議会もぎりぎりのスケジュールで出されているということで、こちらはそれを待って、どういう条例改正が行われるかというところを、どうしても待ってそれを受けてこちらの条例改正の準備に入っていきますので、困難な中をお願いするというものになります。議会の日程につきましても、この本当にぎりぎりの日をそれぞれの議会の日程調整の上で、こういうぎりぎりになってしまいますので 12 月議会もそうですけれども、困難な中で運用をしてい

くということをご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（柴田耕一君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田耕一君） ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田耕一君） 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第6号の採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田耕一君） 挙手全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長（柴田耕一君） 続きまして、日程第10 議案第7号 令和5年度衣浦衛生組合一般会計予算を議題といたします。

○10番（倉田利奈君） 議長、動議。一般会計なんですけど、いつも3回までしか質問ができないと、一気に何か10問ぐらいやらないといけなくなって当局のほうも困ると思いますので、できれば回数制限を特に設けずに二、三問ずつでお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（柴田耕一君） 動議が出ましたけれども、一旦ちょっと休憩いたします。再開は2時5分。

午後1時55分 休憩

午後2時00分 再開

○議長（柴田耕一君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

○議長（柴田耕一君） ただいま10番議員、倉田議員より動議が提出されました。この動議に賛成がありますか。

○1番（山口春美君） 賛成。

○議長（柴田耕一君） はい、1番。はい。所定の賛成者がありますので、本動議は成立いたしました。

10番 倉田議員より決算、予算についての動議が提出されましたので、この動議に対する質疑を許したいと思いますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田耕一君） ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対討論を求めます。

○5番（鈴木みのり君） 議長、5番。

○議長（柴田耕一君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木みのり君） 反対の立場で意見を申し上げます。この議会の始まる前に皆さんの申合せということで、質問に関しては3回までという形で申し合わせをいたしましたので、従来どおりの3回までの質問としたいと思います。

○1番（山口春美君） 議長、1番。

○議長（柴田耕一君） 1番 山口議員。

○1番（山口春美君） 申し合わせ事項でやっているんですが、その間、人の流れも変わってきますし、実際にこうやっていくと答弁漏れが結構ありますので、やっぱり議員の発言をきちんと保障していただくためにも、そんなに時間、夜中までやることはないですから。ちゃんと一つ一つ聞いていただくという意味で、3回の発言制限を撤回してほしいです。もともとこれがなかったから一般質問やらなかったんですよ。大昔は。だけど、条例には書いてあったけど一般質問をやらずに、真摯に答えてくださるからね、予算決算。これをいきなり3回という歳入歳出で、それぞれ3回というふうに決めたので、そんなら一般質問やるかということになって、こういう形に現在なっているの。それも含めてやっぱりちゃんと質疑に。そんなに、ほんとに、昨日のあの説明会でもほとんど詳しいことを言われなくて、びっくりしてしまったんですけども、ちゃんと予算決算の発言で市民に、私たちが説明できるような形で論議が進むといいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（柴田耕一君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田耕一君） ほかに討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。本動議に賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田耕一君） 挙手少数であります。よって本動議は否決されました。

○議長（柴田耕一君） 続きまして、日程第10 議案第7号 令和5年度衣浦衛生組合一般会計予算を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（柴田耕一君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） ただいま議題となりました議案第7号 令和5年度衣浦衛生組合一

般会計予算につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、初めに令和5年度の予算の特徴としまして、物価が高騰する中でクリーンセンターを始め、組合各施設におきまして薬剤費や燃料費、電気料金の単価が大幅に上昇したことによる増に加え、地方債の元金償還の開始により予算総額は1億円余の増額となっております。また、クリーンセンターを始め、組合の各施設は老朽化により普通建設事業費及び維持補修費が年々増加する傾向がございます。当組合としましては、業務継続に資することに重点を置きつつ優先度の高いものを厳選し、財政負担の抑制に配慮した予算計上をさせていただくものでございます。

それでは、お配りしました資料に基づきましてご説明申し上げます。

令和5年度衣浦衛生組合一般会計予算案の1ページをお開きください。

令和5年度衣浦衛生組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条第1項、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ24億5,231万9,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」による。

(歳出予算の流用)

第3条、地方自治法第220条第2項のただし書の規定により、歳出予算の各項の経費を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用を認めるというものでございます。

4ページをお開きください。

第2表 地方債は、ご覧の1件を予定しており、それぞれの起債の限度額は、事業費のうち起債対象外となる費用を除いた額の75%で1億2,000万円を限度額とする地方債を計上しております。

続きまして、歳入歳出の主な内容につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。10ページ、11ページをお開きください。

2の歳入でございますが、1款分担金及び負担金1項分担金1目分担金の予算額は20億7,391万7,000円で前年度対比1億8,404万7,000円、率にしまして9.7%の増となっております。説明欄には組合市の負担額をお示ししておりますが、碧南市が12億3,264万9,000円、分担率59.436%、高浜市が8億4,126万8,000円、分担率40.564%でございます。

次に、2款使用料及び手数料1項使用料1目使用料の予算額は1億9,589万円で、前年度対比70万1,000円、率にしまして0.4%の減となっております。説明欄に記載の、し尿処理施設を始

めとする組合 5 施設の施設使用料及び目的外使用料でございます。

12ページ、13ページをお開きください。

3 款財産収入 1 項財産運用収入 1 目財産貸付収入の予算額は172万3,000円で、前年度対比103万6,000円、率にしまして37.5%の減となっております。

次に、4 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金の予算額は4,100万円で、前年度と同額でございます。

14ページ、15ページをお開きください。

5 款諸収入 2 項雑入 1 目雑入の予算額は1,945万7,000円で、前年度対比154万9,000円、率にしまして7.4%の減でございます。

次に、6 款組合債 1 項組合債 1 目衛生債の予算額は 1 億2,000万円で、前年度対比6,600万円、率にしまして35.5%の減でございます。

16ページ、17ページをお開きください。

3 の歳出につきまして、ご説明いたします。

1 款議会費 1 項議会費 1 目議会費の予算額は49万1,000円で、前年度対比588万4,000円、率にしまして92.3%の減でございます。これは大会議室音響設備更新工事が完了したことによるものでございます。

次に、2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費の予算額は7,846万3,000円で、内訳は一般職員 7 人分の給与費が主なものでございます。

20ページ、21ページをお開きください。

3 款衛生費 1 項清掃費 1 目清掃総務費の予算額は 1 億3,019万9,000円で、内訳はリサイクルプラザの会計年度任用職員 9 人分の報酬、一般議員13人分及び再任用職員 1 人分の給与が主なものでございます。

次に、2 目し尿処理費の予算額は 1 億5,212万円で、前年度対比491万8,000円、率にしまして 3.3%の増でございます。

22ページ、23ページへ進みます。

主なものは10節需用費中、光熱水費で電気料の増によるものでございます。

次に 3 目ごみ処理費の予算額は13億5,601万2,000円で、前年度対比1,714万7,000円、率にしまして1.2%の減でございます。10節需用費中消耗品費、燃料費、24ページ、25ページの光熱水費において、物価上昇の影響により増となっております。同じく需用費中、修繕料の予算額は 3 億6,443万7,000円で、前年度対比5,125万2,000円の増でございます。これはごみ焼却施設定期整備を始め、整備項目の増によるものでございます。12節委託料の予算額は 5 億2,830万5,000 円で、説明欄に記載のごみ処理施設運転管理業務委託料を始め32件等の委託を予定するものでございます。

26ページ、27ページへ進みます。

14節工事請負費の予算額は 2 億1,163万5,000円で、前年度対比 1 億3,073万7,000円の減で、

分散型制御装置等更新工事を予定するものでございます。工事の詳細につきましては、予算の概要7ページから8ページを御覧ください。

次に、4目リサイクルプラザ費の予算額は738万1,000円で、前年度対比957万5,000円、率にしまして56.5%の減でございます。これはリサイクルプラザ電気設備更新工事が完了したことによるものでございます。

28ページ、29ページへ進みます。

次に、5目余熱利用施設費の予算額は1億4,132万3,000円で、前年度対比241万5,000円、率にしまして1.7%の増でございます。

30ページ、31ページへ進みます。

主なものは10節需用費中、光熱水費で電気料の増によるものでございます。

32ページ、33ページをお開きください。

2項環境衛生費1目斎園費の予算額は1億1,701万5,000円で、前年度対比1,618万9,000円、率にしまして16.1%の増でございます。この主なものは燃料費及び光熱水費の物価上昇によるもののほかに、35ページの12節委託料上段の火葬炉設備運転管理等業務委託6,000万円余を新規で計上したことによるもので、これは火葬炉の運転業務委託に火葬炉に関連する設備の定期的な修繕整備や火葬関係の消耗品の購入、またこれに関連する業務委託等を統合した業務委託とすることで、一元的な運転管理及び設備の維持管理が行えるようにするものでございます。これに伴いまして、これまで消耗品費や修繕料に計上していた予算が委託料に移行されたことにより、それぞれ減額となり、委託料が増額となっております。なお、4年度の予算との比較をいたしますと640万円ほどの増額となっておりますが、今回統合する定期整備におきましては隔年で行うものや、数年おきに行う整備項目がございますので統合による増額ではないとのご理解をお願いいたします。

36ページ、37ページをお開きください。

4款公債費1項公債費1目元金の予算額は4億5,135万1,000円で、前年度対比36.5%の増でございます。

2目利子は796万4,000円で、前年度対比8.1%の減でございます。

なお、令和5年度末の起債残高見込額は34億6,086万1,000円でございます。

説明は以上でございますが、38ページから49ページにかけまして給与費明細書を、50ページは地方債に関する調書を掲載してございますのでご参照ください。

以上で、議案第7号の提案理由のご説明とさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（柴田耕一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより歳入について質疑に入ります。

質疑の際は、資料名及びページ番号を言ってください。なお、申合せにより質疑回数は歳入歳

出それぞれ3回までとなっておりますので、よろしくお願いたします。

質疑に入ります。10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） では歳入ということで、10、11ページの1款1項1目分担金について、まずお伺いたします。碧南市が今回の分担金として0.033%増で、逆に高浜市が0.033%減ということなんですけど、これ多分条例、確か条例だったと思うんですけど、人口割で計算されるということだと思んですけど、これが例えばこの令和5年度の分担金でいきますと、いつの具体的に何月何日、何年の何月何日の人口でこのような計算がされているのか教えていただきたいのと、その下の2款1項1目使用料の2節の仮設ハウス土地使用料。こちらについて詳しく教えていただきたいと思います。

それから引き続き12、13ページの3款1項1目の2節の自動販売機の設置貸付料、こちらの設置台数の見直しということが、説明があったかと思うんですけど、設置台数をなぜ見直したのか。設置を多分これ減ったのかなと思うんですけど、その当たりについて理由等々、詳しく説明をお願いしたいと思います。

それからその下の3款1項2目の利子及び配当金ということで、施設整備基金利子。こちらが多分基金に積み立てられているところと整合性が合っているのかなと思うんですけど、こちらが前年より増えているということと、あと基金。これ多分大規模改修に向けて基金を積み立てられていくのかなと思うんですけど、この基金に積み立てる理由をもう一度確定したいのと、どれぐらいを目指しているのかについても教えていただきたいと思います。

それから、14ページ、15ページに移りまして、5款2項1目こちらで1節の職員等駐車料金ということになっているんですけど、これってこの職員の駐車料金というのが、いわゆるここで正規で働いている人だけなのか、それとも委託業者の方々すごくたくさんいるとお聞きしているんですけど、その当たりの方々の駐車料金はどうなっているのかについて教えていただきたいと思います。

それから同じく3節のフリーマーケット等出店料ということなんですけど、フリーマーケットもうやらないということなのに、なぜここで上がっているのかなというところがよく分かりませんので、ご説明のほうをお願いしたいと思います。

それから6款1項の1目分散型制御装置等更新工事。これを見ますと一般財源と、あと地方債のほうでされるということなのかなと思うんですけど、その地方債分がこちらに収入として上がっているんですけど、この工事がやはり毎年毎年こういう工事、こういう工事やりますって工事が上がってくるんですけど、一体全体じゃあこの工事がその時に適切なのか、計画どおりなのか、それとも何かその時の状況で急にここは必要になったのかというところについて、やはり前私が一般質問でお聞きした時も個別施設計画とか、長期の計画というのは何かなかなか作っていただけないということなんですけど、やはりそういうきちんとこういうのが何年まで保障があって、その保障の内だけ急に出てきた工事なのか。それとも今回は経年劣化ということになりま

すので、経年劣化だったら経年劣化で本来は何年ぐらいの保障期間でそれを過ぎていますよとか、やはりこの当たりしつかり、これすごくいろんな装置があると思うんですけど、装置ごとにきちんと計画を持って工事を進めていただきたい。それによって、やはり両市の負担金の話とか、いろいろ関わってきますので、そういうのも含めまして、やはりしつかり計画に基づいた工事の進捗を我々知りたいと思いますので、その当たりについては今後改善していただけるのかどうかについても合わせてお聞きしたいと思います。

一応歳入については、そこまでお願いします。

○議長（柴田耕一君） 10番議員に注意いたします。意見は簡潔にお願いいたします。

答弁を求めます。

○庶務課長（高橋文彦君） 議長、庶務課長。

○議長（柴田耕一君） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦君） まず、分担金についてですけれども、これは毎年1月1日です。1月1日の人口により按分しております。

また建設に関わる部分につきましては、国勢調査の人口を基にしております。

ちょっとすみません。飛びますけれども、13ページの財産貸付収入の自動販売機設置貸付料に関しましては、現在クリーンセンターが1台、衣浦斎園が4台、サン・ビレッジが6台設置しておりますけれども、これは見直した、衣浦斎園4台を2台に見直しをしております。これはなぜ台数を見直したかということがございますけれども、実績においてなかなか売上がないということで提案をいただく中で台数を見直ししております。

あと、基金の設置の位置づけですけれども、以前より説明させていただいておりますけれども、将来にかけて大規模な修繕が見込まれているということと災害において不測の事態に対応するための基金であります。目標については、これは定めておりません。その財政調整基金のような取扱いになりますけれども、繰越金の一部を積み立てていくという考えであります。

あと、15ページの雑入の中の一般管理費の職員駐車場料金、こちらでございますけれども、駐車場料金は毎月月額で月額800円を職員から徴収をしております。これには委託業者からも徴収をいたしております。組合職員は23人、委託職員は48人、計71人分を見込んでおります。

フリーマーケットの出店料、こちらもう中止にしたのになぜ計上してあるかということがございますけれども、予算の作成時点ではまだ決まっておらずでして、3月に委員会を開いた際に廃止を決めましたので、こちらのほうはちょっと手直しが間に合わなかったということで、ご理解をいただきたいと思います。

○業務課長（田中秀彦君） 議長、業務課長。

○議長（柴田耕一君） 業務課長。

○業務課長（田中秀彦君） 11ページ、ごみ処理施設使用料仮設ハウス使用料14万3,000円でございます。敷地内で修繕等工事に携わる方々がプレハブ等々の建物を設置されておりますので、

そちらの設置されたところの使用料ということでございます。

あと、15ページの組合債衛生費のところでは清掃費の起債のところ、ちょっと聞かれていた中でちょっとこの歳入で答えるべきなのかどうなのかというの、ちょっと疑問に思ったところもあるんですが、基本的にこの分散型制御装置更新工事1、2、3、4、5、6、7、8項目。8項目のそれぞれの工事を予定しております、そちらの工事自身が竣工当初以来やっていないもの。平成27年の基幹改良工事でやったもの等々いろいろございます。そちらの機器の工事のタイミングというものにつきましては日常の点検、あと日常、別の工事をやっております、その工事の際にちょっとこの機器については、もう限界が来ているから替えなきゃいけないよというようなところを、工事をされている業者さんとそれぞれ打合せして、最優先的なものを翌年度必ず予算化してやるという形で今進めております。計画どおりには、なかなか進まないものもございまして、その辺はご理解ください。

○議長（柴田耕一君） ほかに。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（柴田耕一君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） なかなかちょっとよく分からないんですけども、まず15ページの破碎鉄くず等の売却代ということと、あと分別資源ごみの売却代。こちらが単価の下落により、あと数量の減ですかね。その後のご説明があったかと思うんですけど、実際問題、例えばこの鉄くず等ってあるんですけど、どういうものがどれくらい単価が下がっているのか。それからこの分別資源ごみ。この分別資源ごみもいろいろあるかと思うんですけど、どういうものがどれくらい下がっているのか。その辺、そこについても詳しく教えていただきたいのと、あと先ほどの仮設ハウスの土地使用料のことなんですけど、敷地内での修繕工事で設置されたところなんですけど、実際にどこの場所に設置をされているのか。どの工事に当たっているのかについても教えていただきたいと思います。とりあえずそこまでお願いします。

○業務課長（田中秀彦君） 議長、業務課長。

○議長（柴田耕一君） 業務課長。

○業務課長（田中秀彦君） 鉄くず等売却代金でございますが、破碎鉄くず、工事鉄くず、ラジエーター、モーター、ナゲット、ステンレスの高品位、低品位、バッテリー、アルミといろいろ細かく分かれておまして、それぞれの単価は全部違います。これ年度の途中にも見直しが入ります。それぞれ物価、買取価格の状況に応じてかかってきますが、一応令和5年度の予算の根拠として挙げたものにつきましては、破碎鉄くず18円、工事鉄くず18円、ラジエーター170円、モーター35円、ナゲット130円、ステンレス高品位70円、ステンレス低品位10円、バッテリー10円、アルミ65円という形で鉄くずの売却代金を挙げております。

あと、どこに設置されたかといいますと、まずピットから降りてくるスロープの横に3基のプレハブが建っております。そちらの修繕工事は、どちらの工事かちょっと分かっておりませんが、

年度当初から開始している工事の業者さんが使っておられます。あと、待機路の奥のほうのところに2基のプレハブ小屋がございますので、そちらは総合整備のほうで設置された、9月1日から設置されたものです。そちらのほうで携わっておられる9月からの工事の方の事務所になっております。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（柴田耕一君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） やはり答弁漏れがありました。分別資源ごみの売却代ということで、何が単価が幾らが幾らになったのか。あと、これ数量も減ったということなんですけど、その減った要因はどのように分析されているのか、教えてください。

○業務課長（田中秀彦君） 議長、業務課長。

○議長（柴田耕一君） 業務課長

○業務課長（田中秀彦君） すみません。失礼しました。答弁漏れのところで、分別資源ごみ売却代金、アルミ缶が予算の段階で計上しておりますのが令和4年で90円で、令和5年の予算が130円ですね。一升瓶が1円、こちらについては年度の変化はございません。次ビール瓶5円、これも年度の変化はございません。紙パック9円が令和4年度の単価で、令和5年の予算は8円で計上しております。あと、新聞につきましては6円で令和4年は計上しておりました。令和5年は5円ということにしております。あと、雑誌、令和4年が5円で令和5年が4円です。段ボールにつきましては令和4年が4円で令和5年が3円。あとスチール缶、その他の缶につきましては令和4年18円が令和5年が15円。あと衣類につきましては、2円が1円ということで分別の資源ごみの売却代金になっております。

あと、どういう状況で減ったかというのはすみません。こちらではちょっと分かってはおりません。

○議長（柴田耕一君） ほかに。

○1番（山口春美君） 議長、1番。

○議長（柴田耕一君） 1番 山口議員。

○1番（山口春美君） まず、歳入の11ページ予算書の11ページです。2款1項1目の一番上の衛生センターの土地利用料ということで187万7,000円で、先ほど下のほうは3基ですか。3基と2基で、5基で14万3,000円と。これ同じような単価で貸してみえるのか。その資産の単価も含めて教えていただきたいのと、この衛生センターのほうは、じゃあ、どの、どういう形になっているのかということ、予算見積りがね。なっているのかということ、教えていただきたいです。

それから斎園のほうの、先ほどの、ここで聞いていいのかな。11のところ、斎園使用料ということで書いてありますが、廃棄物ということで遺骨の中に入れ歯だとか、貴金属が含まれていて大都市なんかでは6,000万ぐらいになるということ、ニュースでやっていたんですけども、碧

南市と高浜市の場合は、その遺骨の処理についてはどうしてみえるのかということと、全体の人数がそんなに多くないので、それほどでもないと思うんですが、貴金属なんかの扱いはその業者に遺骨を引き取ってもらって、むしろマイナスのほうなのかを、お金を出して引き取ってもらっているのか、貴金属についてはどんなふうに予算になるのか、あるいは支出が増えるのか、どちらなのでしょう教えてください。

それからプールのところの使用料のところ、水着等展示ケースということで、これ前はもうちょっと高かったんじゃないかと思うんですが、2,000円ということになっているので、なぜこのようになっているのか。その利用の中身も教えてください。

それから13ページのところで一般質問でもしたんですが、太陽光発電の屋根貸しですが、あまりにし尿処理で22万2,000円ということで、リサイクルプラザで3万3,000円ということで、余熱利用では12万7,000円ということなんですが、改めて出力のほうを教えてくださいながら、どんな計算で試算してみえるのでしょうか、この単価については。これはずっと貸出ししてからもう10年以上ということなんですが、1度も見直しもなく安い値段で始め置かしてもらっていて、途中で引き上げるというのもどうかと思うんですけれども一応動きがあったのか、見直しなんかはあったのか。あまりにも安くはないかなど。劣化もしますのでね、上に上げると。どんなふうでやってみえるのかなあというふうに素朴に思いますので教えてください。

それからフリーマーケットは予算に間に合わなかったということで、先ほども15ページのところで言われましたけど、実際に何、職員の人に関わってたんですか。ここ貸出しして好きにやってくださいということで、やっていた。線引きだとかね、いろいろ支度はやってみえると思うんですけど、だけどこの、そういうコミュニケーションを使って職員の皆さんと一般市民の皆さんとの触れ合いができたり、こういういろんなことを学ぶきっかけになったりね、するということで、無意味なことなんかやってないと。私たちは予算を決めるに当たってはそう思っているんですが、一方的にやめてしまったというのは面倒くさいからやめちゃったということなのか知らないけれども、これはそのまま、今は次の補正予算で減額されるかもしれないけど、出店料がこう書いてあるので、一応場所貸しはしますよという形でやっていくという可能性もこの今の段階ではあるんですね、補正で消さない限りは。たまたま予算で間に合わなかったというだけで。年間通じてこのぐらいだったんですか、その貸出しするのは。市の職員さんが関わってみえたのか。会計任用の向こうの方が関わってみえたのか知らないですけど、一切もう面倒くさいからやだっということなのか。それとも自主的に貸してくださいって言ったら貸出しできるように、この使用料については、これ条例は持ってないの。貸出しの、あの土地の貸出しの条例は。で、対応していける可能性は残っていると思うんですけれども、どうなのでしょう。まずはそのところ、教えてください。

で、分散型のその下のやつ、清掃費のね。6款1項の起債比率とこういうものというのは交付金が、国県も付かないんでしょうか。通常のメンテナンスの一環として全く対象になっていかな

いのかも確認をさせていただきたいと思います。

それで、ごみ焼却場の今後でいろいろ、ちょっとよく分からない一般質問の答弁だったんですが、2039年まではこれを転がして改善しながらやっていくということですが、一応この間に水に浸っちゃうよということは、クリアできて、オーケーが出たのでこれチェック項目をして、令和6年から8年でチェック項目を精査しながらやっていくんだけど、こういう時に国の交付金は当然ついてくるわね、承知の上であなたたちも進めてみえるんでしょう。国と県か知らないけど、すり合わせしながら。だから国の交付金は必ず出てくるので、今私はすごい善意に受け止めて黒田さんが確認を取ってないので、平成6年、平成8年でやっていくということで、うんと首が縦にふれないところだけども、これでやっていかないと39年まで、2039まで持たないので、随時やっていかれるというふうに思っているんですが、そこだから、ちっともよく見えてこなかったもので、改めてこの場で聞きます。お願いします。

○業務課長（田中秀彦君） 議長、業務課長。

○議長（柴田耕一君） 業務課長

○業務課長（田中秀彦君） 11ページ、衛生センター土地使用料187万7,000円です。こちらにつきましては、衛生センターの事務棟の2階に新しく神鋼環境ソリューションさんが今年度から、年度の始めから移られまして、そちらの部分の予算を、建物の使用料をいただいているものでございます。建物使用料の徴収の根拠につきましては、使用料条例の第2条のところでは行政財産目的外建物使用料1㎡1時間当たり5円以内においてというところの、そちらのほうを使わせていただいています。540円ですね。を使っております。

あと交付金の対象外かという話ですが、こういった単発で行う工事については、交付金の対象外になります。交付金をいただくためには、先般から一般質問でもございました地域計画というものを国に出しまして、計画的な改修工事、修繕工事を実施するものであって、かつ二酸化炭素の削減に寄与するものの、対象を交付金の対象とすることになっておりますので、今回については対象外です。

○庶務課長（高橋文彦君） 議長、庶務課長。

○議長（柴田耕一君） 庶務課長

○庶務課長（高橋文彦君） まず、11ページの歳入使用料の4節余熱利用施設使用料の水着展示ケースが、これ2,000円となっておりますが、これは今プールの管理を委託しておりますところからの提案で受けております。以前に受託されていた事業者からは年間通して、この展示ケースを設置させてほしいという要望がありまして、その分年間の使用料を徴収しておりました。今回は一定期間ですね、夏休みの期間だったと記憶しておりますが、その利用者が多い時だけ置かせてくれということで、その期間の貸出料を徴収をいたしております。

続いて、5節の衣浦斎園使用料のところでお聞きになられましたけれども、遺骨の処分について歳入でというようなご意見だと思いますけれども、この遺骨の取扱いにつきましては、それぞ

れ自治体ですかね。それぞれの考え方もございまして、様々な検証があると思います。実際、現在衣浦斎園としては、炉の点検整備をしているところに委託の中で処理をしていただいております。ですので、どれくらいの、どういう状況かというのは、こちらでは把握しておりませんので、よろしく申し上げます。

あと、13ページのほうへ行って太陽光発電の屋根貸しについての料金でございますけれども、これは契約で20年間の契約をしておりますので、その時にプロポーザルで提案された料金ですかね。計算式としましては、し尿処理施設が196.4㎡かける105円かける消費税。これ当時1.80ですので8%をかけまして2万2,000円と。リサイクルプラザにつきましては258.67㎡を120円かける8%で3万3,000円ですかね。余熱利用施設の太陽光の屋根貸しにつきましては365.0㎡につきまして323円でかける8%で12万7,000円という予定で、20年間この料金を徴収していくというものでございます。

あとはフリマですかね。フリマにつきましては、この準備につきましては職員がほぼ全面的に応援をしてやっております、職員も参加しているイベントでございます。そういう部分も職員の負担でもございますので、そういうことも検討のうちではございますけれども、あくまでも一般質問でお答えしたことが廃止の理由でございますので、よろしく申し上げます。

○1番（山口春美君） 議長、1番。

○議長（柴田耕一君） 1番 山口議員。

○1番（山口春美君） はい、分かりました。その2階を全面的に貸すので、その事務所代として187万ですか、いただくということでした。それで下のほうは仮設のところを14万3,000円ということで、大体同じような単価でやってみえるのかなと差があるけれども、どうなんだろうというふうにはちょっと疑問は残りますが、いずれにしても広い敷地のほうではないということですね。私、平らな土地の上に何か造るのかなと思ったら、もう今の上を、空き家になっていたんですかね。そこを委託業者が使うようになったの。今まで使っていたけど黙っていたけど、新たに徴収するようにしたのかどうか、そこも確認しておきたいと思います。

それから遺骨の貴金属販売というのは、委託料の中がっさり入れているというんだけど、どのぐらいの量が残さとして出てくるのか。もう大したことないんですかね、その委託の中身でやっちゃって。それはそれで済むんでしょうか。私そんなにたくさん貴金属が入っているのかなあというふうに素朴に思うんですけども、その辺、こう比べてみたことが比較対象してみたことがあるのかないのかも確認したいと思います。

それで全般的に斎園の利用というのがこの間、コロナだったからね。なかなか全体的に少なくなったというのか、だと思っておりますが、このせっかく造った斎場だとか、通夜だとか、件数が400件台に何年間なってしまっているの、何かこの新年度に向けて妙薬はあるんでしょうか。利用件数を上げるための、あったら教えていただきたいというふうに思います。

それから太陽光発電ですが、発電のワット数ですね。もう1回教えてください。何か㎡数で言

われてしまったので。それにしても何かえらい安くて、こんなお金なんだと20年間にわたってね。ということで、こういうことならばやっぱり自力で付けるということも含めて。多分もうかってみえるんじゃないの、相殺して。設置料金と比べて。もう知っているから引き続きやってみえるんじゃないかなと思うんだけど、まさか回収できないような状況なのか。そこら辺の業者の思いというのはつかんでみえるのかしら。一度伺いたいと思います。

それからフリーマーケットの出店ですが、この2万5,000円のお金が予算上では載っています。例えばサイクルプラザの前で一度やったこともあるけど狭いのでね、あそこは。向こうのほうの空き地の中で貸してもらって、民間さんがやりたいと言った時にはその利用許可が出るのか、出ないのか。ここでカットしてしまうと、もうそういう利用方法は空いているところは単発で1日でも貸してもらって何かイベントをやるということとはできないのか、できるのか。それもお答えいただきたいと思います。

それから、その分散型のほうは緊急のものをどんどんと上げてくるので、それは将来的にもう創設当初のものがどれだけ残っているのか分からないですが、そういった見通しも示していただきたいというふうに思いますし、CO₂削減やら、この計画を、地域計画を作っていけば交付金の確保は十分確率としては高いと。そんな交付金が取れなくなってしまうということがあるのか、ないのかというのが、まだ不安材料として残っているので、そこは担当として確約ができないんですかね、予算の中で。というふうに思いますのでお答えください。

○業務課長（田中秀彦君） 議長、業務課長。

○議長（柴田耕一君） 業務課長。

○業務課長（田中秀彦君） 衛生センター土地使用料等でございまして、先ほど言ったのが建物使用料のところにございます。金額は先ほどのとおりでございますが、仮設ハウスは土地使用料になっておりまして、こちらにつきましては固定資産課税評価額の100分の4ですね。そちらのほうを適用でお金をいただいております。

あと、先ほどの交付金のお話でございますが、現在国、県と協議しております地域計画の、向こうからの交付の承認がいただければ、そちらについては交付要件に該当したものについてはいただけるということは分かっております。

以上です。

○庶務課長（高橋文彦君） 議長、庶務課長。

○議長（柴田耕一君） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦君） まず、遺骨のお話のございましたけれども、やはりこの地域の皆様とか、遺族感情とか、そういうことを踏まえまして、それをお金に換えてどうかというところがございますので、組合としては業者をお願いして処分をしていただいているという状況でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

また、斎園の利用促進を図ったらというお話もございましたけれども、このところ小規模な葬

儀というのがやはり主流に、特にコロナによって家族の中で葬儀を済ませるという方が増えてまいりまして、式場の利用も若干ですが伸びております。また、待合の利用が葬儀の形態も多少変わってまいりまして、衣浦斎園で火葬の時間、休憩される方も増えてまいりまして、待合の利用も大変増えてまいりまして、そういったことから利用は促進されているという考えでまいりまして。

また、フリーマーケットをし尿処理の奥の空き地でということですが、これは何度も申し上げてまいりまして、災害があった場合の緊急的な使用を考えますと、先に一般の方が予約で押さえられてまいりましてと緊急時に使えないということもございまして、基本的には難しいかなというふうでまいりまして。

以上です。

○業務課長（田中秀彦君） 議長、答弁漏れ。

○議長（柴田耕一君） 業務課長。

○業務課長（田中秀彦君） 先ほどの2階、衛生センターの2階が空き部屋かどうかということだったんですが、6月貸出すまでは空き部屋でございました。鍵もちゃんとかけてまいりまして。

以上です。

○庶務課長（高橋文彦君） 議長、答弁漏れがございました。

○議長（柴田耕一君） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦君） 太陽光につきまして㎡で契約をしております。㎡当たり幾らでということに契約しておりますので、発電量に応じて契約はしてまいりませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○1番（山口春美君） 議長、1番。

○議長（柴田耕一君） 1番 山口議員。

○1番（山口春美君） 空き部屋で使ってなくて業者さんが変わったから、そこで利用するようにして187万も出しても2階で確保したいということに変更されたんですか。そこら辺がちょっと見えてまいりません。

それから、だから発電の容量、キロワット、太陽光パネルはどれだけ載っているのかということを知りたい。キロワットは分からないのかね。前教えてもらったように思うんだけど。

それからフリーマーケットの出店については、いつ災害があるか分からない、たった1日押さえてまいりまわると困るのって、ほんなん、災害があったらやめてもらえばいいじゃん。向こうだって、そんな災害がある時にフリーマーケットなんかやれっこないんだもんで。そんなの。だから一応借りるシステムは残ってるの。この、あの利用料だとか何か条例とか、決まりの中で、あそこの土地があるし、利用したいという人がもしあれば自分たちでやっていけるようにフリーマーケットに限らず、何かイベントやりたい時に貸出せるようになってまいりるんですか。それはやってもいいんじゃないですかね、ほんなん。何か、何か事があれば、どちらかでも撤回ができる

ように。何が何でもそんな雨が降っても矢が降ってもやらなきゃだめってことはないと思うので、そんな答弁はないと思うんだけど、そういうふうにするべきじゃないかなというふうに思いますのでお願いいたします。

出力を教えてください。キロワット。ごめんね、何度も。

○庶務課長（高橋文彦君） 議長、庶務課長。

○議長（柴田耕一君） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦君） すみません。答弁漏れがございました。発電量でございますが、衛生センターについているものが20キロワット、リサイクルプラザについているものが37.05キロワット、サン・ビレッジについているものが323キロワットでございます。また、やはり繰り返しになりますけれども、し尿処理場の奥の空き地を一般に開放するという事は考えておりませんので、よろしく申し上げます。

○議長（柴田耕一君） 質疑もないようですので、歳入の質疑を終結いたします。

続いて、歳出について質疑に入ります。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（柴田耕一君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） 歳出全般についてお聞きしたいんですけど、今までも私が何度も何度も、これは随意契約じゃなくて入札でやるべきじゃないかということ、幾つか例を挙げて申し上げてきました。随意契約にするには、地方自治法の随意契約の要件にきちんと当てはまっていないと随意契約はできませんので、その当たり含めて今回歳出で契約を随意契約から入札とかに替える、そういったものがあれば、まず教えていただきたいと思えます。

それから、まず16ページ、17ページの2款1項1目の10節需用費なんですけど、こちらが24%減ということで印刷が完了したということで理由をおっしゃっていただいたんですけど、確かサンビレッジのほうの利用ができるようなカレンダーみたいなのを以前印刷されていたかと思うんですけど、どんな印刷物が完了されたのか。また、この印刷物に関しましては、ここでやっているんじゃなくて委託でされているのかどうかについてもお聞きしたいと思います。

あと、19ページの17節の乗用車1台ということなんですけど、こちら購入の理由、そしてどのような車、購入されていく予定なのか、その当たりもお聞きしたいと思います。

引き続き21ページの21節の補償、損害賠償金のほうが50万円上がっているんですけど、これ枠取りなのか、どういうことなのか、内容も含めて教えてください。

それから、飛びまして24、25ページにまいります。こちらの、まず修繕費。修繕費のほうで、ごみ焼却施設定期整備。それからその下のごみ焼却施設総合整備。これ分けられておりますが、同じ委託先なのか。委託の状況、それからこの整備の内容、分けている理由、随契かどうか、その当たりも含めて詳しくご説明いただきたいと思えます。

それから法令検査点検整備、こちらが検査項目が増えたようなお話があったんですけど、なぜ

検査項目が今回増えなければならないのか。その当たりについてもお聞かせください。

それから下の委託料ですね。委託料の資源ごみ分別指導業務委託料844万8,000円。先ほど一般質問で山口議員のほうからお話がありましたけど、私はここはあくまでもごみを処理する施設ですので、委託業務委託、分別はやっぱり各市が責任を持って常設施設とか、そういうものを造るべきかなと私は思っております。そうなれば、この委託料というのもなくなるのかなと思うので、その当たり引き続き、こちらでこれを見ると分別をされていくのかなと思いますので、その当たりの来年度のお考えについてお聞かせください。

それからその下のごみ焼却灰等溶融業務委託料、溶融化焼却灰等運搬業務委託料。これ二つに分かれておりますよね。これ焼却灰の処理の委託だと思うんですけど、それぞれ分けているこの分量とか、いろいろ何か何でこういうふうに分けているかということについて、多分理由があり、2か所に分けているという理由もあるかと思えますし、それからこの量。多分量がなぜこういうふうに分けられているのかについても理由があるかと思えますので、その当たり詳しく教えていただきたいと思えます。

それから、これは29ページも31ページの、例えば29ページの12の委託料のところでは不用物品再生等業務委託料、これ人件費が増えましたよということとか、あと31ページも委託料で浴場、プール関係設備機器保守点検業務委託料、これも人件費が上がりましたよということで本当に実際働いている人の人件費が上がるのはいいんですけど、その当たりはどのように把握をされているのか。実際問題、働いている方の人件費、どれぐらい上がっているのか、教えていただきたいと思えます。

それから、飛んで35ページの使用料及び賃借料のLED照明賃借料。これ内容について教えていただきたいと思えます。とりあえずそこまでお願いします。

○業務課長（田中秀彦君） 議長、業務課長。

○議長（柴田耕一君） 業務課長。

○業務課長（田中秀彦君） まず、随意契約の変更があったものについては変更はございません。

25ページの修繕料ごみ焼却施設定期整備、ごみ焼却施設総合整備。それぞれですが、ごみ焼却施設定期整備につきましては、項目が全部で8項目ございます。受入供給設備、燃焼設備、燃焼ガス冷却設備、排ガス処理設備、通風装置、灰出し設備、給排水設備、電気計装設備等がございまして、こちらのものをそれぞれ整備するもので、次のごみ焼却施設総合整備につきましては、ただいまの今の定期整備のほうで、点検等をしまして、そちらで点検した結果の不具合の箇所等も含めて、次のごみ焼却施設総合整備というのを下半期に実施します。下半期に実施する項目では、先ほどの内容になっております。

委託先につきましては、この整備につきましては炉のメーカーでございまして神鋼環境ソリューションが全て請け負っております。委託の理由は、炉のメーカーでしかできないということでお願いいたします。

あと、その下の法令点検の整備ですが、ごみクレーン、計量器、ボイラー、フォークリフトがございまして、今年度はごみクレーンのほうの点検がありますので、そちらのほうで金額が上がっております。

次が、資源ごみの委託ですが、一般質問で事務局長が答弁したと思いますが、この施設自身のごみの減量化も含めて資源ごみを焼却施設にリサイクルするというワンストップのサービスをしております。そちらにつきましては、市民の皆様も非常に慣れているこの施設を愛用されているということもございまして、現状のまま継続はしていきます。

あと、ごみの溶融の話です。ごみ焼却灰等溶融業務委託と溶融化焼却灰等運搬業務委託というところでございまして、こちら委託先はこちらの特殊なごみの焼却灰を溶融するという業務になりまして愛知県内ですね。愛知県内では中部リサイクル株式会社というところが唯一できるといってございまして、その中部リサイクル株式会社さんに運搬する業者さんが、その業者さんの指定ということで、そちらのほうを指定された業者での溶融運搬、搬入になります。こちらについては年1,000トン予算の段階では考えております。全体のごみの焼却灰につきましては、割合につきましては相手様が受入れ可能な量というものがございまして、そちらの相手様の受入れ可能な量を調整しながらメインは、アセックで処分するという考えで、それぞれの分散のごみの焼却灰を処理しています。

○庶務課長（高橋文彦君） 議長、庶務課長。

○議長（柴田耕一君） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦君） 印刷製本の減額となった理由の内訳でございまして、隔年で作成する組合PR小冊子。こちらが施設見学などの際に配布する組合PRのクリアファイルの印刷。また、収納済通知書。こちらの印刷。それぞれ完了したことによるものが主なものでございまして、PR小冊子とクリアファイルにつきましては、市内の小学4年生の社会科見学で施設見学に見える際に配布する教材等でございます。よろしく申し上げます。

車の購入、庁用車の購入についてのご質問がございましたけれども、庁用車につきましては現在使用しているカラーが20年たっておりまして、エアコン等、最近修理が頻発しておりますので、経年劣化によりまして購入を予定しているものでございまして、予定している車両でございますが、セダンタイプということで一般的に言いますとカラーぐらいのクラスかなというふうに検討しております。

また、補償、補填及び賠償金の50万円は何かということでございます。これは平成23年9月議会定例会で議決されました議会の権限に属する事項中、管理者において専決処分することができる事項に基づきまして、管理者において専決処分することができる限度額50万円を計上しているものでございまして、内容につきましては、組合が当事者である和解でその目的額が1件50万円以下のものに関するかどうか、法律上、組合の義務に属する1件50万円以下の損害賠償の額として定めたものでございまして。

人件費のお話がありました。リサイクルプラザの予算の委託料の中で不用品再生業務委託料29ページですね。この増額でございますけれども、これ委託しているシルバー人材センターの方の最低賃金に基づく人件費でございます。今年度が955円が986円に人件費が上がるということでございます。あと余熱利用施設のほうの人件費、こちらは見積りによるものでございます。

LEDの内容ということでございますが、これLED照明の賃借ということで照明機具の取替工事とLED照明機具の維持管理費ということでございます。一応参考までに数量でございますけれども、火葬棟が17部屋ある中の器具を169個、ランプにしますと172本ですかね。渡り棟、火葬棟と待合棟のところになりますけれども、6部屋ありまして31台、31本。待合斎場棟が30部屋ございまして439台、ランプの数が504台、合計しますと53室に対して639台、電球の数にして707本を取り替えるものでございます。

以上です。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（柴田耕一君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） 今LEDを取り替えると言われたんですけど、取り替えるのに賃借料という名目で上がっているのがちょっと理解できないので、そのあたりご説明お願いしたいなと思います。

それから、すみません。ちょっと1個あれなんですけど、31ページの碧南市観光協会の負担金。これ碧南市にだけ、なぜこれ出すのかというのがよく分からないので教えてください。

それから先ほど浴場プール関係、こちらの委託料、人件費については見積りですということなんですけど、見積りで結局前年度よりどのように上がっているのか、具体的に教えていただきたいと思います。

それから25ページの、先ほどごみ焼却施設の定期整備とそれから総合整備。これ今のご説明だと8項目の定期整備をして点検をして、その結果整備をして同じ点検も整備も同じ神鋼環境ソリューションがやるよというお話だったかと思うんですけど、それであればなぜこういうふうにならざるにわきわき分けて予算を挙げているのかについては、ちょっとご答弁がなかったと思いますのでご答弁をお願いしたいのと、あと焼却灰のその下のごみ焼却灰等溶融業務委託料、それからその下の溶融化焼却灰等の運搬業務委託料。これ今のご答弁でいくと、結局中部リサイクル株式会社が年1,000トンですよということで、受入量の可能量があると言われたんですけど、これがイコール年1,000トンということなのかどうか。それからメインはアセックということなんですけど、これアセックというのはいわゆる埋立てだけ、埋立てだけになるのかどうか。結局来年度は焼却灰はどれぐらい出るということで計算されていて、それぞれどれぐらいで、どれぐらいの量を委託するのか。それから結局先ほどの説明でいくと、受入れの量以外のものはアセックに委託するという理解でいいのか、そのあたりも合わせて教えてください。お願いします。

○業務課長（田中秀彦君） 議長、業務課長。

○議長（柴田耕一君） 業務課長。

○業務課長（田中秀彦君） まず、ちょっと順番変わりますが、ごみの溶融の関係で中部リサイクル1,000トンでございますが、中部リサイクルさん、たくさんのごみ焼却施設からの、こういった溶融ごみを受けておまして、衣浦は1,000トンを受け入れますよということで受け入れていただいております。それが可能量になります。残りのアセックにつきましては、焼却灰の埋立てになりますが、こちらはアセックさんのほうに2,900トンを予定しております。ただ、アセックさんのほうは上限があっても、その分は協議をしていただきます。それ以外の他の施設で1,000トンと400トンを受け入れていただくということで、灰の処分を来年度の計画として挙げております。

○庶務課長（高橋文彦君） 議長、庶務課長。

○議長（柴田耕一君） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦君） サン・ビレッジの委託、今調べておりますので。観光協会なぜ碧南だけというお話でございましたけれども、もともとサン・ビレッジが碧南市で建設されたということで、碧南市の観光協会のほうでPR等をしていただけるということで碧南市の観光協会の会員としてお支払をしているということでございます。

ちょっと資料的には持ち合わせておりませんので単純に予算ベースでございますが、31.5%の増ということで、これは人件費が主でございますので、この程度だということでご理解いただきたいと思います。

先ほどのLEDのことで、私が詳細をもう少し申し上げませんでしたけれども、この取替費用を全て、またメンテナンス等含めて10年間のリースということで今回貸付料の中に計上をしているものでございます。

以上です。

○業務課長（田中秀彦君） 議長、答弁漏れ1件。

○議長（柴田耕一君） 業務課長。

○業務課長（田中秀彦君） ごみ焼却施設の定期整備と総合整備のところと同じようなものという話ですが、まずごみ焼却施設の定期整備というのは、4月早々の契約でございまして、こちらでそれぞれの施設の点検及び分解整備を行います。その結果を基に下半期にごみ焼却施設の総合整備ということで、それぞれのものを精査した上で修繕をするという計画で進めておりますので二つに分けることとなります。

○1番（山口春美君） 議長、1番。

○議長（柴田耕一君） 1番 山口議員。

○1番（山口春美君） 歳出のほうですが、全般的に電気料が8,000万円上がったとかなっているんですが、ガソリン単価は私たち今160円とか150円とか上下しているんですが、その予算ではどのぐらいの単価ではじいてみえるのか、まず伺います。

それから19ページのところの2款1項1目13節のところの、いろいろクラウド5万円だとか、キャッチの加入料がそれぞれ入っていたりするんですが、W i - F i をね、私たちタブレットをそれぞれ各市もう取得させていただいたので、まだ慣れてはいませんが、W i - F i 環境をここにも作ってもらう必要があるんじゃないかというふうに思うので、これはどういうふうに思ってみえるのか。

それから乗用車について、先ほどカローラと言われたんですが、これ電気かハイブリッドか何らかの、ガソリン車ではないと思うんですが、どんなあんばいでしょうか。

それから21ページの3款1項1目会計任用の問題です。48ページのところに具体的な詳細が書いてありますが、今年は1人減っているんですが公募されたのか、そしてゲットされたのか。それを教えていただきたいと思うんです。衣浦衛生組合としてはその雇用更新期間をどのぐらいに設定しているのか。碧南市は5年間ということだそうです。衣浦衛生組合はどうしているのか。総務省はもともと会計任用職員のこの制度設定の時には、その期間を決めるものではないと。公契約の立場からもこの公務労働のパート職員が先の見通しがいいような働き方をしているのは駄目なので、地域性やその裁量を認めているんですが、組合としてはどうなのか。現実、今の1人減というのは雇い止めによる減ではないかということを確認したいと思います。

それから25ページのところで3款1項3目のところで、私の質問の中でL E Dが107万円ということで、こちらはリースではないと言われました。この部屋も含めてどれだけの規模でやられるのか。先ほどの斎園のL E Dは1階で100万でしたよね、リース料が。これを毎年払っていくのか、その今後5年間のリース料を一括でぼんと払っていくのか、こう分けて100万ずつ予算計上されているのか。こちらの107万円についてはどうなのかなということも確認したいと思います。

それから25ページのところの、荒居、西端の荒居住民の皆さんとの30年の、このごみ焼却場新設の、増設の話合いの中でもう30年間いろいろ検査してきたけれども、空気は汚れてないということで契約は交わされたそうですが、一般住民への周知というのは回覧板等で流されたのかどうか。荒居の人たち1人残らず、そのことは承知の上で契約が交わされたのかどうか。代表者だけで決めてはいないと思うんですが、確認されているのかも教えていただきたいと思います。

それから27ページのところの処理困難物と書いてありますが、428万9,000円です。これは具体的にはどんなものが処理困難物なのか、教えてください。上から3行目のところに書いてあります。

それからその下に使用済乾電池361万3,000円、搬送が168万3,000円ということで書いてあります。私何度も言っていますが、これカーマだとかケースだとかエイデンなんか、きちんと売ったものはちゃんと回収するということで、吉岡市長はレジで返せば受け取ってもらえるって言っていたけれども、買った分だけしかもらえないんですよ。受け取ってもらえない。西尾などではちゃんとかが置いてあって、やっぱりそこに集めるようにしているの。こんなせつせ

せっせとお人好しにこの出しているんじゃないくて、やっぱりきちんと製造元責任、販売責任を求めて、その特に量販店についてはちゃんと集めていただくように指導すべきだというふうに思いますので、これをいつまでもいつまでも物も言わずにやっているというのはいけないと思いますので、お答えください。

同じ3款1項の、27ページの下から2段目、リサイクルプラザの登録証ということで1万1,000円ですが書いてあります。ここでリサイクルプラザで入札で受け取った自転車がすぐに壊れちゃったということなんかもあって、それはちゃんと承認証みたいなのを必要じゃないかということ、かつて私言ったことがあるんですが、それとは違うとは思いますが、念のためにどういうものなのか教えてください。

それから火葬炉の関係だね。35ページの3款2項1目で特別に映像を含めて昨日の予算説明会で教えていただいたものなんですけど、いったいどこの業者からどこの業者に委託替えをされたのか。今までは何人が働いてみえて、それが何人になるのか。そして整備だとか、その他のものも付随してこの6,000万になるんですけど、その今まで働いていた人たちはちゃんと次のところに雇用されるように確約がされているのかどうか。それぞれについて伺いますのでお答えください。お願いします。

○庶務課長（高橋文彦君） 議長、庶務課長。

○議長（柴田耕一君） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦君） まず、燃料単価のご質問がございました。灯油で申し上げますと、4年度予算は灯油90円のところ5年度は97円ということで単価の上昇を見込んでおります。それぞれの予算の中に燃料費がございまして。それをトータルしますと、全体で322万8,000円の増額を見込んでおります。

また、Wi-Fiはというお話でございましたが、議会内にそういった通信機器を持込むかということが、ちょっと議論がまだ定まっておきませんので、それをもって進めたいとは考えます。

また、車は庁用車のほうはハイブリッドかどうかということでございましたけれども、こちらハイブリッドを予定しております。

あと、会計年度の減はどういうことかということでございますが、これは勤めておられた方が体調がよろしくないということで自主的におやめになられました。現在の9人で業務が回せるということでありましたので、9人のままとしております。あとは会計年度任用職員、碧南市と同様に4回までの更新ですかね。採用年度と合わせて5年間は雇用確保ができるということでございます。

あとは大気質調査業務委託、これは取りやめにつきましては西荒居の町内会でいくと1、2ですかね。西荒居の町内会長さんにご相談をしたところ、20数年前の地域協定を結んだ時の、まだご存命の当時会長さんをやられていた方々にもご意見を聞いていただきながら、特にやめていただいて問題ないというご了解をいただいたので、取りやめをしたということでございます。

あとはガソリンの単価につきましては、参考までに令和4年度は157円のところ5年度予算は168円見込んでおります。

○業務課長（田中秀彦君） 議長、業務課長。

○議長（柴田耕一君） 業務課長。

○業務課長（田中秀彦君） LEDの関係、照明等器具取替工事だと思います。こちらはクレーン用の水銀灯をLEDに取り替えるもので、特殊なものになりますので、かつ工場内の施設になりますので単独でのリース化ということは考えておりません。

あと処理困難物でございます。処理困難物というのは、碧南、高浜の管内に不法投棄された廃タイヤ、バッテリーをそれぞれのごみのごみの担当から搬入されたもので、クリーンセンターで処理できないものを処理困難物としております。これに加えて鉄くず、アルミ、分別資源ごみ、小型家電などのリサイクルのためクリーンセンターで処理できないものを総合して処理困難物という形で処分します。

あと、使用済みの乾電池でございますが、こちら販売元にお返しするというところでございますが、クリーンセンターに持ってこられたものはどこで買われたものかというのは全く分かりませんので、販売元に返すことはできないので、そういったところは各市のごみ行政のほうで市民の方に広報等で周知していただくということになるかと思っております。

○庶務課長（高橋文彦君） 議長、庶務課長。

○議長（柴田耕一君） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦君） すみません。答弁漏れで火葬炉の委託でございますけれども、まず業者のほうは今火葬炉の整備をしております株式会社邦英商興というところになります。火葬業務を行っている人間は4人おりますけれども、その人数的にも変わりはありません。また、この働いていただいている方々が、自ら自主的に邦英商興のほうで継続して仕事がしたいというご意見がございましたので、邦英商興側もぜひ関係性もございますので、受け入れていただけるということで話合いが合意がされております

以上です。

○議長（柴田耕一君） お諮りいたします。会議時間が4時以降となるみたいですので、まだ1議案残っております。一応会議規則の中では、会議は9時から4時までとなっておりますので、本日の会議、一応4時ということですがけれども、本日の会議時間、議事の都合ですがけれども、なるべく簡素化にされて、とにかく回答も鮮明に済む範囲の、議題の範囲の中でやっていただきたいというふうに思っておりますので、議事の進行にご協力のほど、よろしくお願いたします。

○1番（山口春美君） 議長、1番。

○議長（柴田耕一君） 1番 山口議員。

○1番（山口春美君） 協力しますよ。LEDは工場のほうで、会議室のほうは具体的にこれからの計画もないということで、例えば斎園のほうのようにリースにしたらどのぐらいでやれるの

かということも審査しながら、事務室はもう済んでいるんですか、日々仕事をされる。その辺も含めて、今後のこのこちらの施設の中でのLED化についてはどうされるのか。それから先ほどの斎園のほうは毎年これだけのお金を5年間で分割するのか。これ一遍で済むのか。どれも言われなかったので教えてください。

それからごみ処理、荒居の人たちは一般住民にちゃんと周知がされるのか、回覧板等で。それは確認していますかということを知りました。お答えください。

それからリサイクルセンターの登録証についてお答えにならなかったように思うんですが、教えてください。

それから火葬炉の随意契約ですが、いつ頃やられたんでしょうか。それで4名の方は全員この邦英商興って言われたんですか、新しいところ。高浜市総合サービスから4名が邦英商興に行かれたんですか。業者名がちょっと分からなかったの。いつ入札されたのかも含めて教えてください。

以上です。

○業務課長（田中秀彦君） 議長、業務課長。

○議長（柴田耕一君） 業務課長。

○業務課長（田中秀彦君） 事務室のLED化は既に済んでおりまして、こちら二十六年、七年の基幹改良工事の時に事務室のほうは交付金をいただいてLED化をしております。他のところにつきましては、現実としてあまり電気を日常的に点灯しているわけではございませんので、現時点ではそれをLED化するという事は考えておりません。

○庶務課長（高橋文彦君） 議長、庶務課長。

○議長（柴田耕一君） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦君） プラザの利用につきましては、プラザを利用される場合に登録をいただいているということでございます。

あと斎園のほうの契約はこの議決をいただいて、後に新年度から契約をしておりますので、まだ契約前でございます。予定している、随意契約を予定しているのが今現在、炉を整備している邦英商興という会社でございます。

大気質につきましては一般市民にこれを投げかけたかということでございますが、町内会の会長さん、会長を始め、協定を結んだメンバーを一応ご意見、その経緯もございますので、現在の会長との協議をしたということでございます。

斎園につきましては、着手までかかりますので5年度の予算は5か月分になります。翌年度からは1年分で273、これは予算の金額でございますけれども年間270万ほどを支払っていくという予定でございます。

○1番（山口春美君） 議長、1番。1番最後。

○議長（柴田耕一君） ええ。

○1番（山口春美君） 最後です。答弁漏れがある。回覧板等で。

○議長（柴田耕一君） ちょっと、ちょっと待って。

○1番（山口春美君） 全住民に周知したのかどうかというのを西荒居については聞いてますよ。それから乾電池などはここに集めたものを持って行けではなくて、販売元にちゃんと回収していただくように。それはどこでもやってる、安城も刈谷も西尾も。それを碧南、高浜でもやってもらいなさいよということを言っているんです。それでこれが少しでも減れば、全部お金に変わる事なので、いいんじゃないかと。これは怠慢ですよ。ちゃんとお願ひしてこなきゃあ駄目だよ、そんなの。

それから随意契約で、ほいで変わり目は4月1日ですか、この火葬炉の委託は。それなのにまだ契約は内々でやっているけど、正式には判こがついてないということですかね。それで4名の方は4名全員がここに移ることになって、結局顔、顔ぶれは変わらずに、その上前をはねていくということね、邦英商興が。その設備も含めて。この辺ちょっと分からなかったです。いつが随意契約でその価格ももうはい決まっているんですか、決まっていらないんですか。4月1日から移行するんですか、移行しないんですか。

○庶務課長（高橋文彦君） 議長、庶務課長。

○議長（柴田耕一君） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦君） 大気質についての周知でございますけれども、今のところは考えておりません。

また、火葬業務ですね。火葬業務につきましては一応やられる方というんですかね。業者のほうも一応事前にいろいろ調整をしながら進めておりますので、4月1日からの契約を予定しておりますけれども、その人件費云々につきましては、これは委託相手側のことでございますので、こちらは掌握していないという状況でございます。

以上です。

○議長（柴田耕一君） 質疑もないようですので、歳出の質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田耕一君） 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第7号の採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田耕一君） 挙手多数であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

4時になりましたけれども5分間休憩を取りまして、4時5分から再開をいたします。

午後4時 休憩

○議長（柴田耕一君） 休憩前に続きまして、会議を始めます。

○議長（柴田耕一君） 続きまして、日程第11 議員提出議案第1号 衣浦衛生組合議会の個人情報保護に関する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

○5番（鈴木みのり君） 議長、5番。

○議長（柴田耕一君） 5番 鈴木みのり議員。

○5番（鈴木みのり君） ただいま議題となりました議員提出議案第1号 衣浦衛生組合議会の個人情報保護に関する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

それでは参考資料1をご覧ください。

まず、1の制定の理由でございますが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が令和3年5月19日に公布され、個人情報保護に関する法律（以下「法」という。）の一部改正が令和5年4月1日から施行されることに伴い、衣浦衛生組合議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するというものでございます。

次に、2の制定の概要でございますが、（1）第1章 総則（第1条から第3条関係）議会の責務（第3条関係）としまして、議会はその保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。（2）第2章 個人情報の取扱い（第4条から第16条関係）ア個人情報の保有の制限等（第4条関係）としまして、議会は個人情報を保有するに当たっては法令（条例を含む。）の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつその利用の目的をできる限り特定しなければならない。次にイ利用目的の明示（第5条関係）としまして、議会は本人から直接書面（電磁的記録も含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得する時はあらかじめ本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。次にウ不適正な利用の禁止（第6条関係）としまして、議会は違法または不当な行為を助長し、または誘発する恐れがある方法により個人情報を利用してはならない。次にエ適正な取得（第7条関係）としまして、議会は偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。次に、オ正確性の確保（第8条関係）としまして、議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去または現在の事実と合致するよう努めなければならない。次にカ従事者の義務（第10条関係）としまして、個人情報の取扱いに従事する職員等はその業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。次にキ利用及び提供の制限（第12条関係）としまして、議会は法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、または提供してはならない。（3）第3章 個人情報ファイル（第17条関係）個人情報ファイル簿の作成及び公表としまして、議長は議会が保有する個人情報フ

ファイルについて、個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならない。(4)第4章 開示、訂正及び利用停止ア第1節開示(第18条から第30条関係)でございますが、(ア)開示請求権(第18条関係)としまして、何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。次に(イ)開示請求の手続(第19条関係)としまして、開示請求は開示請求書を議長に提出してしなければならない。次に(ウ)開示決定等の期限(第25条関係)としまして、a 開示決定等は開示請求があった日から14日以内にしなければならない。b、aの規定にかかわらず、議長は事務処理上の困難その他正当な理由がある時は、aに規定する期間を30日以内に限り延長することができる。次に(エ)開示請求の手数料等(第30条関係)としまして、法第89条第2項の条例で定める手数料の額は無料とする。イ第2節訂正(第31条から第37条関係)としまして、何人も自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料する時は議長に対し、当該保有個人情報の訂正を請求することができることとし、その手続等について規定する。ウ第3節利用停止(第38条から第43条関係)としまして、何人も自己を本人とする保有個人情報が利用目的以外の目的のために利用されている等と思料する時は議長に対し、当該保有個人情報の利用の停止等を請求することができることとし、その手続等について規定する。エ第4節審査請求(第44条から第46条関係)審査会への諮問(第45条関係)としまして、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等または開示請求、訂正請求もしくは利用停止請求にかかる不作為について審査請求があった時は、議長は衣浦衛生組合情報公開・個人情報保護審査会条例第2条の2に規定する衣浦衛生組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。(5)第5章 雑則(第47条から第52条関係)ア審査会への諮問(第50条関係)としまして、議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認める時は、審査会に諮問することができる。次にイ施行の状況の公表(第51条関係)としまして、議長は、毎年度この条例の施行を取りまとめ、その概要を公表するものとする。(6)第6章 罰則(第53条から第57条関係)としまして、職員等が不当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供した時は、2年以下の懲役または100万円以下の罰金に処する等の罰則について規定する。3の施行年月日は令和5年4月1日でございます。

以上で、議員提出議案第1号の提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくお願いたします。

○議長(柴田耕一君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

○10番(倉田利奈君) 議長、10番。

○議長(柴田耕一君) 10番 倉田議員。

○10番(倉田利奈君) まず、50条に審査会に諮問することができるとあります。これは法律を読むと、結局衛生組合の個人情報とは別個で議会として作らなきゃいけない。議会として独立

して作らなきゃいけないということで、そうなったというか、そういう扱いなんですけど、そういう扱いでいくとこの審査会に諮問ということで、審査会が多分今まで設置が議会としてはなかったと思いますので、どのように設置をしていくかについてお聞きしたいと思います。

それから51条で、議長は毎年度この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとするとなっておりますが、これはどのように公表をされるということを想定されているのか、お聞きしたいと思います。

それから対象者が今回も生存者に限るということになっておりますので、お亡くなりになった方の扱いは議会としてどのようにされていくのか。2条ですね。2条の定義のところ生存する個人に関する情報ということになっておりますので、その部分を議会としてどのように取り扱っていくのかについて教えてください。

それから規則とか要項については、今後どのようにされていくのか、お考えなのかをお聞きしたいのと、あと今回衣浦衛生組合は登録簿を備えなかったというんですけど、それについて備えなかった理由についても教えてください。

○5番（鈴木みのり君） 議長、提出者。

○議長（柴田耕一君） 5番 鈴木みのり議員。

○5番（鈴木みのり君） いろいろあったかと思うんですけども、まず今回に関しては本来自治体ですので単独で作るものなんですけど、当然ですけども、それぞれ碧南市さん、高浜市さんが先に条例を作っておりますので、それに極力合わせるような形で今回作っておりますので、今回これが成立したあかつきには、先生がおっしゃられたような運用規定というものを順次作っていくという段取りになっておりますので、まだ現時点ではお答えすることはできません。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（柴田耕一君） 10番 倉田議員。議員提案ですので、よろしくお願いします。

○10番（倉田利奈君） いや、議員提案で、この間協議会で、まあ、ほとんどもう、これ議論なく決められてしまいましたので、やはりどういうふうに運用されるのかなというところに関してはお考えがあってじゃないと、これ条例出してくるのもおかしいと思いますので、ですので、やはりそれはここできちんとお答えいただかないと、今後何かあった時に、じゃあどう扱っていくかというのは不明になってしまいますので、今後運用規定を作っていく。それから合わせていくということなんですけど、合わせる。一部合わせてもいいかもしれないんですけど、やはり議会は議会で独立して、今回は議案というか、この条例を制定しないと国の法律には準じないという形になっておりますので、その当たりやはり決めてからちゃんと上程すべきだと思います。なので、先ほどの質問には今はお答えにならないということでしょうか。

○5番（鈴木みのり君） 議長、提出者。

○議長（柴田耕一君） 5番 鈴木みのり議員。

○5番（鈴木みのり君） 一部、先生のおっしゃるとおりだと、私も思っておりますが、私はあ

くまでも提出者でございまして、賛成の書面の皆さんが合議制になっていますので、私が単独で答えてしまうこともできませんので、もし必要であれば後日文書にて答弁したいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（柴田耕一君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対討論を求めます。

○1番（山口春美君） 議長、1番。

○議長（柴田耕一君） 1番 山口議員。

○1番（山口春美君） 討論というのか、この議会、衣浦衛生組合議会は議会事務局も執行部もなく同じ人がやっているという、こういう独特な自治体でありますし、この議員提案の条例、規定についてもやはり全国のレベルで併せたものだけということ、独自性は14日間ということぐらいしかありません。それで、やっぱりビッグデータを活用するための手立てとしてやっていくということが主で、守る、守ると言っているけれども、結局は流用されてしまうということもあるので、基本的には議会、議員提案でありますけれども、私たちは標準条例案を活用したということ、あまり独自性もないし、守れないんじゃないかなというふうに思いますし。幸い陳情も請願も今のところは出ていませんが、これからの時代、どんなことが起こってくるか分からないので、非常に危惧、危機を感じながら反対の立場です。

○議長（柴田耕一君） 賛成討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田耕一君） ほかに討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより議員提出議案第1号の採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田耕一君） 挙手多数であります。よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（柴田耕一君） この際、管理者より発言を求められておりますので、これを許します。

○管理者（禰亙田政信君） 議長、管理者。

○議長（柴田耕一君） 管理者。

○管理者（禰亙田政信君） 大変どうもお疲れさまでございました。本日私どものほうから提案させていただきました案件につきましては、原案のとおりご決定を賜りまして、誠にありがとうございます。

令和5年度につきましても、組合全般におきまして両市民の付託に応えられるように安全を第一に据えて、改善を積み重ねながら職員一同、一生懸命頑張ってまいりたいと思いますので、今後ともご指導賜りますようお願い申し上げます、お礼のご挨拶とさせていただきます。本日は

誠にありがとうございます。

○議長（柴田耕一君） 以上で、今期定例会の付議事件は全て終了いたしました。

よって、令和5年第1回衣浦衛生組合議会定例会は、これにて閉会いたします。

長時間にわたり慎重審議、誠にありがとうございました。

1年間どうもありがとうございました。

（午後4時20分閉会）

以上は、令和5年3月28日に行われた令和5年第1回衣浦衛生組合議会定例会の会議録であります。

令和5年3月28日

議 長 柴 田 耕 一

議 員 山 口 春 美

議 員 倉 田 利 奈